

解釈と運用の基準等

目 次

II 解釈及び運用の基準等

解釈及び運用の基準

第1章 総則

第1条（目的）	49
第2条（定義）	50
第3条（実施機関の責務）	55
第4条（事業者の責務）	56
第5条（市民の責務）	57

第2章 個人情報保護

第6条（一般的制限）	58
第7条（届出等）	60
第8条（収集の制限）	63
第1号 法令等の規定	65
第2号 本人同意	66
第3号 緊急かつやむを得ない理由	67
第4号 審議会の意見	68
第9条（利用及び提供の制限）	73
第1号 法令等の規定	75
第2号 本人同意	77
第3号 緊急かつやむを得ない理由	78
第4号 審議会の意見	79
第10条（オンライン結合による提供）	82
第11条（適正な維持管理）	84
第12条（職員等の義務）	86
第13条（指定管理者の個人情報の適正取扱措置）	87
第14条（委託に伴う個人情報の適正取扱措置）	90
第14条の2（派遣労働者に対する個人情報の適正取扱措置）	92

第15条（従事者等の義務）	93
第16条（出資法人等による個人情報の取扱い）	94
第17条（実施機関に対する苦情の処理）	95

第3章 個人情報の開示等

第18条（開示請求権）	96
-------------	----

第19条（個人情報の開示義務）	97
第1号 法令等の規定関係	99
第2号 請求者以外の個人情報関係	100
第3号 法人等関係	101
第4号 相談、指導、選考等関係	102
第5号 審議等関係	104
第6号 事務又は事業の執行関係	105
第7号 犯罪の捜査に関する情報関係	106
第20条（訂正請求権）	108
第21条（個人情報の訂正義務）	109
第22条（利用停止請求権）	110
第23条（個人情報の利用停止義務）	112
第24条（開示等の請求の手續）	114
第25条（開示等の請求に対する決定等）	116
第26条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）	120
第27条（開示の実施等）	122
第28条（手数料等）	124
第4章 不服申立て等	
第29条（審査会への諮問）	125
第30条（諮問をした旨の通知）	127
第31条（第三者からの不服申立てを棄却する場合等に おける手続き等）	128
第32条（審査会の調査権限）	129
第33条（意見の陳述）	130
第34条（提出資料の閲覧等）	131
第35条（審査会の非公開）	132
第36条（答申書の送付等）	133
第37条（委任）	134
第5章 雑則	
第38条（事業者への指導、勧告等）	135
第39条（運用状況の公表）	136
第40条（他の法令等による開示等との調整）	137
第41条（委任）	139
第6章 罰則	
第42条（罰則）	140
第43条	142
第44条	143
第45条（区域外適用）	144

第46条（両罰規定）	-----	145
第47条（過料）	-----	146
付 則	-----	147

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が必要不可欠であることにかんがみ、市が保有する本人の個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

(趣旨)

これは、この条例の目的を明らかにしたもので、この条例の解釈及び運用の指針となるものです。したがって、この条例の解釈及び運用は、常にこの目的に照らして行わなければなりません。

(解釈)

- 1 今日の情報化社会の中では、個人についての様々な情報が大量かつ迅速に収集、保管され、また、利用されています。このことは、市民生活の向上をもたらす反面、個人に対する名誉や人格的利益の侵害を引き起こす危険性が一段と大きくなっていることを示しています。

プライバシーは、一度侵害されると、法律に基づいて個別の権利救済を求めることはできますが、それを回復することは極めて困難です。プライバシーの権利は、従来「一人にしておいてもらう権利」という消極的で受動的な概念であったものが、近年では、「自己についての情報の流れをコントロールする権利」といったより積極的で能動的な権利として考えられるようになってきています。

このため、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることを認識し、個人情報の収集や利用などについての規制を含め、個人情報の開示請求権等を盛り込んだ総合的かつ体系的な制度とするものです。

- 2 「個人情報の開示請求等の権利」とは、情報の主体である個人に対して、自己についての個人情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権の各請求の権利を保障するものです。
- 3 「個人情報の取扱い」とは、個人情報の収集、管理、利用など個人情報の取扱いすべてをいいます。
- 4 「個人の権利利益の侵害の防止」とは、個人情報の取扱いによって侵害するおそれのある、あるいは保護する必要のある個人の権利利益の侵害を防止することをいいます。

個人情報の取扱いに伴うものであれば、経済的、社会生活上の利益を含むほか、プライバシーとしての人格権的な利益も含まれます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立した鎌倉市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)をいう。
- (3) 行政文書 職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 職員等により組織的に用いられていないもの
 - イ 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び一般の利用に供することを目的とする刊行物、図画その他の資料
 - ウ 図書館、美術館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (5) 職員等 実施機関に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条の規定により教育委員会がその服務について監督権限を有する者並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。
- (6) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

(趣旨)

これは、この条例において、重要な意義を持つ用語について定義したものです。

(解釈)

1 「個人情報」とは、個人の身体、財産、社会的地位、身分等について、事実、判断、評価を表すすべての情報の記録をいいます。また、その情報の処理形態は、コンピュータによる処理とマニュアル処理とを問わず、すべての個人情報を対象とするものです。

なお、個人情報はプライバシーについての情報より広くとらえています。これは、プライバシーは、時代や個人による考え方についての差異が多く、一律的な結論を求めることは現時点では極めて困難なため、明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものを含め「個人に関する情報」と規定することで、基本的人権に基づく個人の権利利益を保護しようとするものです。

「個人情報」には、次のようなものが考えられます。

- (1) 戸籍的事項に関する情報（氏名、住所、生年月日など）
- (2) 思想、信条等に関する情報（思想、信条、宗教など）
- (3) 経歴、能力に関する情報（学歴、職歴、賞罰など）
- (4) 収入、資産等に関する情報（収入、資産内容、納税額など）
- (5) 心身に関する情報（傷病名、障害の有無、健康状態など）
- (6) 個人の生活に関する情報（家族構成、住居の間取りなど）
- (7) その他個人に関する情報（相談内容、趣味、電話番号など）

個人情報の項目分類は後に掲載

2 「事業」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか農業、林業、林産業（しいたけ栽培業等）などおよそ事業と称することのできるものをすべて含みます。つまり「事業」の中には商行為以外の営利行為を含むほか、一般的には営利行為といえないような社会福祉事業等も含むものです。

3 個人に関する情報であっても「事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」は、個人情報から除外しました。したがって、事業を営む個人のその事業に関する情報又は法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報に含まれる限り、個人に関する情報は、この条例の対象から除かれることとなります。

これは、鎌倉市情報公開条例第6条（非公開情報）では、「事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」は、「個人情報」としては取り扱わず、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」により取り扱うことにしているため、情報公開条例との整合性を図ったものです。

「当該事業に関する情報」の中に、家族や従業員の個人に関する情報が含まれている場合に、これらの者についての情報は、この条例の対象となります。

4 「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、氏名、年齢、性別、

住所などによって特定の個人が識別できるもの又はその情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって、特定の個人を識別できるものをいいます。

- 5 第2号は、個人情報保護条例を実施する機関を定めています。各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負います。

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、鎌倉市が全額出資して成立した公法人ですが、鎌倉市情報公開条例上の実施機関と位置づけられたことから、個人情報保護に関しても鎌倉市と同様の責務を負うことが適当であるため、実施機関としたものです。

- 6 第3号は、行政文書の範囲を定めています。

- 7 「職員等」とは、第5号で定義しています。

- 8 「職務上作成し、又は取得した」とは、職員等が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得した場合をいい、職務には、国若しくは県の法定受託事務又は地方自治法第180条の2若しくは第180条の7の規定により、委任又は補助執行を受けて処理している事務を含むものとし、ただし、職員が他の法人その他の団体の事務に従事している場合における事務は含まれないものとし、一律に次の時点以後のものをいいます。

- (1) 具体的には、作成又は取得に関与した、職員個人の段階のものでなく、組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもので、決裁途上の行政文書や職員が行政内部の審議の検討等に資するため作成した行政文書も含まれます。

なお、個人的メモや下書きなどは通常は公的支配に属さないものでありますが、他の行政文書に添付された場合には対象となるものです。

- (2) 「取得した」とは、実施機関が定める鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月規則第20号）等の規定により、收受の手続きを終了した時点以後のものをいいます。

- 9 「文書」とは、文字又は符号を用いて、ある物体の上に永続性を持った状態で記載された思想の表示をいい、起案文書、台帳、カードなどが考えられます。

- 10 「図画」とは、「文書」が文字又は符号を用いているのに対し、「象形」を用いているもので、地図、図面、設計図などをいいます。

- 11 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいい、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープなどの媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報をいいます。

なお、電磁的記録を用紙に出力したものについては、「文書」又は「図画」となります。

- 12 「実施機関が保有しているもの」とは、実施機関が業務上必要なものとして保

管、保存されている状態のものをいいます。なお、業務受託者等に一時的に提供されている状態のものも含まれます。

- 13 「組織的に用いられていないもの」とは、職員の個人的な検討段階にあるもの、例えば、職員が起案の下書きをしている段階、職員が会議の資料を作成している段階のものなどです。また、正式文書が組織的に用いられている文書となっても、職員が自己の執務の便宜のためにその写しを保有している場合、当該写しは、組織的に用いられる文書とはいえません。したがって行政文書とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において業務上の必要性から利用、保存している状態にあるものをさします。

なお、電磁的記録で文書を作成するための補助として一時的にフロッピーディスク等に入力されているものは、行政文書ではありません。

- 14 「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」及び「一般の利用に供することを目的とする刊行物、図画その他の資料」については、一般に容易に入手、利用できることから開示請求の対象とする必要性に乏しく「行政文書」から除くこととします。

- 15 「図書館、美術館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」については、市民に閲覧視聴できるよう管理されており、その開示は原則として情報提供によるべきもので、施設ごとに利用の手續が定められていることなど、開示請求の対象とすることは適当でなく、「行政文書」から除外するものです。

- 16 第4号の「本人」とは、第1号で定義される個人情報により識別されることとなる特定の個人をいいます。「本人」は、例えば利用目的の明示の対象、開示・訂正・利用停止の各請求の主体となります。

- 17 第5号の「職員等」とは、実施機関に属する地方公務員法の一般職及び特別職の全ての職員並びに教育委員会がその服務について監督権限を有する市立小中学校の教職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいいます。したがって実施機関の附属機関の委員、事務補助嘱託員などの非常勤の地方公務員や臨時的任用職員も含まれます。

- 18 第6号の「事業者」とは、この条例において対象とする事業者の範囲について定めたものです。

個人情報項目分類

大分類	小分類	情報の具体例
1	戸籍的事項に関する情報	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、出生地、国籍、本籍、世帯主との続柄、父母、兄弟等の親族関係、婚姻歴、離婚歴、成年後見・被後見など
2	思想、信条等に関する情報	(1) 思想、信条及び宗教に関する情報 思想、信条、主義、主張、支持政党、政治団体名、宗教名、宗派名、信者名簿など
	(2) 人種及び民族に関する情報	人種、民族など
	(3) 犯罪歴に関する情報	犯罪歴など
	(4) 社会的差別の原因となる社会的身分に関する情報	不当な差別の原因となる出生・職業・階層など
3	経歴、能力に関する情報	(1) 学業、学歴等に関する情報 学校名、入学・卒業年度、在学期間、退学・停学等、学業成績、生徒会活動・クラブ活動等の課外活動など
	(2) 職業、職歴に関する情報	会社名、事業名、職種、地位、就職・退職年度、在職期間、昇格降格・配置転換等、職務実績・評価、職務上の資格、解雇・停職等の処分など
	(3) 賞罰に関する情報	賞罰の経歴、犯罪・違反・補導歴、更生施設・社会福祉施設等への入所歴など
4	収入、資産等に関する情報	収入（給与所得・譲渡所得等の所得金額、補償金等の収入金額）、資産の内容（不動産・動産の種類・評価等、債権・債務の内容等）、納税額等、取引状況、公的扶助など
5	心身に関する情報	(1) 傷病等に関する情報 傷病名、傷病歴、傷病等の原因など
	(2) 検査、診療等に関する情報	検診結果、検査名、検査の結果、傷病の所見、看護記録、訓練記録、治療の内容・方法、（投薬の有無、通院・入院の別等）など
	(3) 心身障害等に関する情報	知的障害・身体障害・精神障害の有無・程度など
	(4) その他心身に関する情報	健康状態、血液型、体格、体力、運動能力など
6	個人の生活に関する情報	(1) 家庭状況に関する情報 家族構成、扶養関係、同居・別居の別、父子・母子家庭、里親・里子である事実など
	(2) 居住状況に関する情報	住居の間取り、持家・借家の別、同居人数、居住期間など
7	その他個人に関する情報	(1) 社会的活動に関する情報 各種団体加入の有無、各種行事・運動等への参加など
	(2) その他個人に関する情報	相談内容、苦情・要望等の内容、趣味、し好、電話番号、ファクス番号、氏名の特定できるEメールアドレス、印影など

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報保護に努めるとともに、個人情報保護の重要について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

(趣旨)

これは、個人情報保護について実施機関の責務を定めたものです。

(解釈)

- 1 実施機関に対して、この条例に定める具体的な措置をとるだけでなく、この条例の目的を達成するために、あらゆる施策を通じて可能な措置を講ずるよう義務付けたものです。また、個人情報保護に関する社会的ルールが形成されるかどうかは、市民及び事業者の意識に負うところが大きいことから、実施機関に対して、個人情報保護の重要性について市民及び事業者の意識啓発に努めることを義務付けたものです。
- 2 「あらゆる施策を通じて」とは、この条例の趣旨に沿った個人情報の取扱いについての保護を図るだけでなく、行政運営のあらゆる場面で個人情報の重要性についての意識高揚及び啓発に努める義務があることを明らかにしたものです。

(運用)

- 1 実施機関は、研修会、講演会などにより、個人情報の重要性についての意識啓発、事務処理の改善、整備などの措置を講じなければならないものです。
- 2 市が出資等を行う法人が取り扱う個人情報の保護については、基本的には当該出資法人は別個の人格をもつものですが、市と密接な関係にあることから、実施機関は、この条例の趣旨に基づく保護対策を指導することとします（第16条）。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護のための市の施策に協力しなければならない。

(趣旨)

これは、事業者が取り扱う個人情報の保護についての事業者の責務を定めたものです。

(解釈)

実効性のある個人情報の保護を図るためには、行政における保護体制を確立することは当然なことです。個人情報の量の多さからすれば事業者の保有する個人情報についても、保護対策は必要です。

したがって、事業者においても、事業活動に関連して個人情報の収集、管理、利用又は提供するときには、個人の権利利益の侵害を防止するための措置を自主的に講ずるとともに、市が行う個人情報の保護の施策への協力を義務付けたものです。

なお、事業者が、明らかに個人の権利利益を侵害する行為があるときは、この規定の実効性を高めるために、第38条（事業者への指導、勧告等）の規定により市長が事業者への指導、勧告などを行うことができるものとしています。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自ら個人情報の保護に心掛けるとともに、個人情報の保護のための市の施策に協力しなければならない。

(趣旨)

これは、個人情報の保護についての市民の責務を定めたものです。

(解釈)

- 1 個人情報の保護を図るためには、行政機関や事業者がそれぞれ自らの役割を認識し、基本的人権を擁護するよう必要な措置をとらなければならないことはいうまでもありません。また、行政機関や事業者のみならず、個人相互間でも個人の権利利益の侵害が引き起こされる危険性もあることから、市民一人ひとりが日常生活の中で個人の基本的人権を尊重し、他人や自己の個人情報を大切に扱うことを市民の責務として心掛ける必要があることを示しています。
- 2 市政は、市民と行政の共同運営を基本とすることから、市民に市の施策への協力を義務付けたものです。

第2章 個人情報の保護

(一般的制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項についての個人情報の取扱いをしてはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分

(趣旨)

これは、実施機関が、個人情報を取り扱うときの一般的制限事項を定めたものです。

(解釈)

- 1 個人情報の中でも、思想、人種、犯罪歴などの特定な情報は、その情報の性質上特に慎重な取扱いを求められます。このような情報は、個人の人格的権利利益まで侵害する危険性が高いことから、原則取扱いを禁止するものです。
- 2 思想、人種、犯罪歴などの特定な情報の取扱いを原則禁止しましたが、法令の規定により取り扱わなければならないとき、又はあらかじめ審議会の意見を聴いて事務又は事業に必要があると認めたものに限り、例外的に取扱いができることを明らかにしました。
- 3 「法令等」とは、法律、政令、省令（法定受託事務についての国等からの通知等は含みません。）及び条例をいい、実施機関が定める規則などは含まれません。法令の具体例は、次のとおりです。

地方公務員法第16条	職員採用の際の欠格条項
公職選挙法第62条	開票立会人の届出
公職選挙法第86条	候補者の立候補の届出
- 4 「必要があると認めるとき」とは、市民の健康、安全、福祉の向上のための事務や救急活動などを遂行する場合であって、個人情報の取扱いをしなければ、その行政目的を達成できないものをいいます。
- 5 「思想、信条」とは、支持政党名、政治団体名、政治理念、政治活動の経歴などその人の政治的信念や個人の人格形成の核心をなす人生観や世界観を表したものをいい、物事への意見、見解などは含まれません。
- 6 「宗教」とは、信者名簿、宗教名、宗派名などがあります。

- 7 「人種」とは、皮膚の色、毛髪の色や形、体型、頭の形など身体的、生物学的な特徴からの分類概念で、白色人種、黄色人種、黒色人種などの分類が一般的であり、これらの情報がこれに当たります。
- 8 「民族」とは、言語、居住する地理的範囲、経済生活と文化、仲間としての共族意識を共通に持ち、歴史的に形成された人間の集団で、ラテン民族、モンゴル民族などの分類が一般的であり、これらの情報がこれに当たります。
- 9 「犯罪歴」とは、制裁として刑（刑法第9条に定められた死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料及び没収をいいます。）に処せられた事実についての個人情報を行います。
- 10 「社会的差別の原因となる社会的身分」とは、その取扱いを誤ると不当な差別の原因となり、それを助長するおそれのある個人情報で、差別の原因となる出生、職業、階層などをいいます。

（運用）

- 1 一般的制限の対象となる個人情報を法令の規定に基づき取り扱うときは、根拠法令の名称及び該当規定を明らかにしておくことが適当です。また、法令の規定の趣旨及び目的から予定する個人情報の取扱いの範囲について十分注意を払い、適正な個人情報の取扱いを行うものとします。
- 2 必要があると認めて取り扱うときは、必要とする理由を明らかにして、あらかじめ審議会の意見を聴くことが必要です。
- 3 審議会の設置並びに組織及び運営についての基本的事項は、情報公開条例第27条で規定しています。

(届出等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務（個人が検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に係るものが記録された行政文書で実施機関が定めるものを除く。）を使用する事務をいう。以下同じ。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報を取り扱う目的
 - (3) 対象者の範囲
 - (4) 個人情報の内容
 - (5) 電子計算機による処理を行うとき又は第10条第1項に規定するオンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、その旨
 - (6) その他必要な事項
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、個人情報登録簿に登録するとともに、速やかに登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。
 - 3 市長は、個人情報登録簿を縦覧に供さなければならない。

(趣旨)

これは、個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止の手続について定めたものです。

(解釈)

- 1 実施機関が新たに開始しようとする事務又は事業において個人情報を取り扱う場合は、その事務又は事業の個人情報についての事項を届け出なければならない旨を定めたものです。

この届出により、実施機関が取り扱う個人情報を市長が一元的に把握することができ、個人情報の適正な取扱いを担保できるものです。また、届け出た内容の変更及び廃止についても同様に届け出る旨定めたものです。

- 2 「検索し得る」とは、事務として十分に対応が可能な時間、経費の範囲内で、特定の個人情報を検索できる場合をいいます。
- 3 「職務の遂行に係るものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの」とは、

実施機関が保有する個人情報の中には、専ら職員の職務の遂行について構成される会議、人事管理、庁舎管理などの台帳、名簿類などがありますが、これらは市の組織の機能、職務として顕在化してくるもので、個人情報取扱事務としてはなじまないことから届出から除外することにしました。施行規則第2条別表を参照してください。

4 届出を要する事務又は事業は、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人に付された番号、記号その他の符号により個人を検索できる形で個人情報を記録した行政文書を使用する事務又は事業をいいます。

5 個人情報取扱事務の届出には、個人情報取扱事務届出書（施行規則第3条第1号様式）に、必要事項を記載し市長に届け出ます。

6 第6号の「その他必要な事項」は、次に掲げるものなどがあります。

(1)個人情報取扱事務の開始年月日

(2)個人情報の収集先及び収集の方法

(3)個人情報の記録の形態

(4)個人情報の目的外利用及び提供の方法

7 市長は、届出に係る事項を個人情報登録簿に登録するとともに、この制度の適正かつ公正な運営を図るため、登録した事項を審議会に報告し、これに対して、審議会は意見を述べることができるものです。

8 第18条以下に規定する開示請求等の権利の行使を行おうとするためには、実施機関が収集、管理、利用している個人情報が、どのような目的でどのように使用されているか、個人情報の主体者である本人が知る必要があります。その具体的方法として個人情報取扱事務届出書により、課等ごとに個人情報取扱事務の名称、個人情報の内容などを記載した個人情報登録簿（施行規則第3条第3号様式）を作成し、閲覧できるよう個人情報保護主管課に備えるものです。

(運用)

1 届出は、課等別に事務又は事業ごとに行い、事務又は事業に含まれる個人情報の収集、管理、利用などの目的に着目して分類した単位とします。したがって、分掌事務や予算の単位と必ずしも一致するものではありません。

2 新たに個人情報を取り扱う事務又は事業を開始しようとする課長等は、個人情報保護主管課長に対して、個人情報取扱事務届出書を作成し、届け出ることとし、届出書には事務又は事業で使用する帳票を添付します。

3 個人情報保護主管課長は、届出書をこの条例に照らし適正であるか否かを審査し、審査の結果、届出内容を適正と判断したときは、届出番号を付けてその届出番号を課長等に通知します。

4 現に行われている個人情報取扱事務については、この条例の施行の日以後、遅滞なく市長に届け出ることになります。

5 届出を必要とする事務は、次のような個人情報を検索できる形で記録された行政文書を使用するものです。

- (1) 個人情報記録されている名簿、台帳、一覧表、リストその他これらに類するもの（必ずしも個人の氏名、識別番号などを中心として作成されたものに限らず、文書のいずれかの欄に定型的に個人情報記録されているもので、その個人情報により検索が可能なものを含む。）
 - (2) カルテ、相談カードなど個人情報の識別項目により検索できるように一定の書式に個人情報記録されているもの
 - (3) 個人情報記録されている申請書、届書その他これらに類するもの
 - (4) 電子計算機処理に係る個人情報記録されているファイル
- 6 個人情報取扱事務届出については、別に定める「鎌倉市個人情報保護事務取扱要領」を参照ください。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報収集するときは、取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、取扱目的の達成に必要な限度を超えて個人情報を収集してはならない。

4 実施機関は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(4) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

5 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のために緊急に必要なとき。

(2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、健康、生活、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(3) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき。

6 実施機関は、第4項第3号又は第4号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて適当と認めたときは、この限りでない。

7 法令等の規定により、申請行為その他これに類する行為を行う場合において、当該行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、第4項第2号の規定に該当して収集がなされたものとみなす。

(趣旨)

これは、実施機関が個人情報を収集するにあたっての制限事項を定めたものです。

(解釈)

1 個人情報の保護にあたっては、その収集段階から適正な措置が講じられる必要

- があります。そのためこの項では、実施機関が収集する個人情報はその取扱目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならないことを定めたものです。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、誤った個人情報や不必要な個人情報を収集することがないように個人情報の取扱目的を明確にして、その目的達成のために必要な範囲内で個人情報を収集しなければなりません。
 - 3 第2項は、実施機関に対する義務として、実施機関が個人情報を収集するときには、適法かつ公正な手段によらなければならないことを示したものです。
 - 4 「適法」とは、個人情報を収集する手段が法令、条例はもとより規則など個人情報を取り扱う事務又は事業における規範に違反しないことを意味します。
 - 5 第3項は、利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされる恐れもあります。従って個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が取得される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならないとしたものです。
 - 6 「公正」とは、個人情報を収集する手段が、法秩序一般の理念に適合しており、社会通念に照らして正当であると客観的に判断されることを意味します。
 - 7 個人情報は、本人から直接収集することを原則としますが、本人から直接収集することができない場合や本人以外から収集した方がよい場合もあります。第4項は、第1号から第4号まで掲げるものを適用除外事項として定めたものです。
 - 8 意思能力のない幼児又は被後見人の個人情報を、法定代理人（親権者、未成年後見人又は成年後見人）から収集することについては、本人からの収集とみなします。

— 第 4 項 —

第 1 号（法令等の規定）

(1) 法令等の規定に基づくとき

（趣旨）

この号は、法令等の規定に基づいて行う個人情報の収集について定めたものです。

（解釈）

- 1 「法令等の規定」とは、事務処理をするために必要な個人情報の収集について、本人以外のものから収集することができる法的な根拠を有するものです。
- 2 「法令等」とは、法律、政令、省令（法定受託事務についての国等からの通知等は含みません。）及び条例をいい、実施機関が定める規則などは含まれません。
- 3 法令等の規定には、実施機関が本人以外のものから収集しなければならない、又は本人以外のものから実施機関に対して個人情報を提供しなければならないことを規定した「義務規定」と、義務ではありませんが本人以外のものから収集を認めた「できる規定」があります。ここでの法令等に基づく収集はそのいずれもの規定に該当します。

「法令等の規定に基づくとき」の具体例は次のとおりです。

- (1) 法令の規定に基づき本人以外のものからの収集が義務付けられているもの
 - ・ 公職選挙法第21条 資格者の選挙人名簿への登録は、住民基本台帳記録に基づき選挙管理委員会が行う。
 - ・ 住民基本台帳法第19条 他の市町村からの通知により戸籍の附票を修正。
 - ・ 地方税法第382条第3項 登記所からの通知に基づき、土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載又は訂正。
 - ・ 民事訴訟法第220条 裁判所から文書の提出命令を受けた場合はこれに応ずること。
- (2) 法令の規定に基づき本人以外のものからの収集ができるもの
 - ・ 公営住宅法第34条 事業主体の長は、公営住宅の入居者の収入状況について、当該入居者、雇主等に報告を求め、官公署に書類を閲覧させ、内容を記録させることを求めることができる。
 - ・ 老人福祉法第36条 福祉の措置に関し、官公署に調査を嘱託し、又は関係人に報告を求めることができる。
 - ・ 生活保護法第29条 保護の決定又は実施に関し、官公署に調査を嘱託し、又は関係人に報告を求めることができる。
 - ・ 鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第22条 補償の実施又は審査に関し、関係人に対して報告、文書の提出、出頭を命じることができる。

第2号（本人同意）

(2)本人の同意があるとき。

（趣旨）

この号は、個人情報収集することについて、本人がその取扱目的を承知して同意している場合は、その承知している範囲内で個人情報が取り扱われている限り、本人からの収集と同様に、個人情報の取扱い上の問題は起こらないと考えられることから定めたものです。

（解釈）

- 1 「本人の同意」とは、一般的に事務又は事業における取扱目的を承知しているとの本人の明確な意思表示が文書又は口頭により確認された場合であって、その事務又は事業の利用又は提供の目的内容を本人が承知している状態をいいます。
- 2 実施機関が行う事務又は事業の中には、サービス行政、給付行政等の受益を受けるためなされた申請行為の伴う事務又は事業の処理過程で、本人以外のものから個人情報を収集することに同意しているものと考えられる場合があります。このような場合にまで、すべて本人の明確な同意を必要とすると、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑を増すだけでなく、市民等も、その都度、意思表示を行う必要性が生じ、無用な負担を強いられることとなります。

このため、事務の目的、流れその他客観的事実から本人の同意の意思が明らかである場合は、この号による本人同意があるものとして取り扱うことにします。

第3号（緊急かつやむを得ない理由）

(3) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない理由があるとき。

（趣旨）

この号は、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために個人情報を収集することが必要な場合で、収集するための時間的余裕がなく、かつ、他に適当な収集方法がないときは、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本人以外のものから収集できる旨定めたものです。

（解釈）

- 1 「緊急」とは、災害その他緊急事態が発生した場合などで、生命、健康、生活又は財産を保護するため、本人から個人情報を収集する時間的な余裕がなく、本人以外のものから収集しなければ目的が達成できない状況をいい、双方の利益を比較考量して実施機関が判断します。
- 2 「やむを得ない理由」とは、本人以外のものから収集しなければ事務又は事業の目的が達成できず、他に適当な収集の方法がない場合をいいます。「やむを得ない」か「否」かについては、守るべき個人の生命、健康、生活又は財産の保護という本人の権利利益と個人情報を本人以外のものから収集することにより侵害する個人の権利利益とを比較考量して判断する必要があります。

しかし、一般的には、本人以外のものから収集することによって生ずる個人の権利利益の侵害は、収集された後の個人情報の取扱いによるものであり、収集の時点では、本人以外のものから収集したことによる権利利益の侵害の程度は、不明確で比較考量が困難です。このため、本人以外のものから収集しなければ事務又は事業の目的が達成できず、他の適当な手段がない場合は、「やむを得ない理由」があると判断できるものとして、収集の事実と取扱目的を本人に通知することにより、本人以外のものからの収集による権利利益の侵害やそのおそれを防止することが適当と考えられます。

第4号（審議会の意見）

(4) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

（趣旨）

この号は、適用除外事項第1号から第3号までに該当しない場合で、審議会の客観的な意見を聴いた上で、実施機関が本人以外のものから収集する必要があると判断したときは、本人以外のものから収集できる旨定めたものです。

（解釈）

- 1 「審議会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集することに相当の理由があることを実施機関が認めて収集するとき」とは、実施機関が、本人から収集していたのでは事務又は事業の遂行に支障が生ずる場合など相当の理由がある場合に審議会の意見を聴き、本人以外のものから収集することができるものです。
- 2 「国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人」とは、国、独立行政法人等、都道府県、他の市町村等（地方自治法第1条の3第1項の地方公共団体）及び地方独立行政法人をいい、大臣、知事、市町村長のほか、それらの補助機関（職員）も含むものです。
- 3 「性質上」とは、表彰や叙勲等の候補者の選定事務のように表彰決定前に本人から収集したのでは事務に支障が生じたり、円滑な事務執行が困難になるなど本来本人から収集することになじまない性質のあるものをいいます。
- 4 「その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあること」とは、本人から収集できない場合や事務又は事業のそれぞれの目的から判断して本人から収集したのでは、その目的達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがある場合などです。このような場合は、実施機関は、事務又は事業への支障の状況や円滑な実施を困難にする事情等を審議会に説明し、意見を聴いた上で判断を行うことを示したものです。
- 5 「相当の理由があること」とは、事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがある場合と同程度以上に、本人以外のものから収集する必要性その他の理由があると実施機関が判断する場合をいいます。

この場合、客観的な判断が要求されることから、実施機関は、審議会に本人以外のものから収集すべき理由を示し、意見を聴いた上で実施機関としての判断を行うべきことを示したものです。

－第5項－

(趣旨)

この項は、実施機関が、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集するときには、利用目的をあらかじめ明示しなければならないことを定めたものです。

(解釈)

- 1 「本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するとき」とは、本人から直接個人情報を収集する形態には、書面による場合や口頭による場合がありますが、口頭による情報の場合、必ずしもそのすべてが個人情報として保有されるわけではありません。これに対し、申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載して提出するものは、その多くが個人情報として保有され、以後の各種行政運営の基礎資料として利用されることになることから、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものです。

なお、「電磁的記録を含む」こととしたのは、近時行政の情報化が急速に進展し、オンラインによる申請等も一般化しつつあることから、このような情報通信ネットワーク等を介して収集する場合も含む趣旨です。

- 2 「あらかじめ、本人に対し、その取扱目的を明示しなければならない」とは、取り扱い目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか窓口における掲示や口頭による方法も考えられますが、本人が取扱目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要です。

実施機関に対して一方的に送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」明示することが不可能であり、そのような場合にまで義務を課すものではありません。

- 3 あらかじめ取扱目的を明示することを原則としますが、第1号から第3号までに掲げるものについて適用を除外しています。

- (1) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のために緊急に必要があるとき

生命、健康、生活又は財産を保護するための個人情報の収集であって、取扱目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものです。

- (2) 取扱目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、健康、生活、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき

利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで取扱目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものです。

例えば、違法行為に係る通報、住民間の紛争に係る一方の当事者からの相談等があった場合、本人に取扱目的を明示すると通報者や一方の当事者の権利利益が害される場合、癌の治療のために必要となる個人情報を収集する際にその取扱目的を告げることが、実質的に病名を告知することになり、本人に不測の

事態を招くおそれのある場合等が考えられます。

(3) 収集の状況からみて取扱目的が明らかであると認められるとき

個人情報収集される状況からみて取扱目的が明らかである場合は、本人が取扱目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性が認められないと考えられることから、適用除外したものです。

例えば、特定の許認可申請を行うため本人が自己の個人情報を記載した申請書を実施機関に提出する場合であって、実施機関が当該許認可申請の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられます。

一 第 6 項以降一

(解釈)

1 第 4 項第 3 号の「個人の生命、健康、生活又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない理由があるとき」又は第 4 号の「審議会の意見を聴いた上で、相当の理由があることを実施機関が認めて」に該当し、本人以外のものから個人情報を収集した場合は、その旨及び利用目的などを本人に通知しなければならないものです。本人への通知方法は、原則として書面により個別に行います。

2 ただし書は、本人以外のものから収集した場合について、すべて本人に通知しなければならないとすると、行政事務の非効率化と繁雑さを増し、本人も予期せぬ通知を受けて、無用の煩わしさを感じるようになります。このため、このような場合には審議会の意見を聴いた上で、本人への通知を省略できることにしたものです。

本人通知を省略することができるものとして、次のような場合が考えられます。

- (1) 事務又は事業の性質から本人に通知することで事務又は事業の円滑な実施を困難にすることが明らかな場合
- (2) 第三者に相談者本人等が知らせたくないとする情報を知らせることになるとともに事務又は事業の円滑な実施を困難にする場合
- (3) 通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合
- (4) 事務又は事業の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない場合

3 第 7 項は、法令等の規定により提出される申請書や届書又は法令等の規定によりそれらに添付することが義務付けされている書類に記載されている申請者や届出者以外の者の個人情報について、第 4 項第 2 号に規定する本人同意に基づく収集とみなすものです。

4 「当該行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報」とは、申請書や添付書類などの中に記載されている申請者や届出者以外の者の個人情報をいうもので、申請書などに添付されている契約書に記載されている債権者、債務者及び保証人の個人情報などがこれに該当します。

(運用)

1 本人の同意のもとに収集されたとみなせる場合の具体例は、次のとおりです。
事務又は事業の必要性から本人が自ら申請書等を記載し、その申請書等が第三者を経由して提出がなされた場合

- ・ 口座振替依頼書（金融機関から）
- ・ 各種健康診断書（医療機関から）

2 既に実施機関の A 課が保有している個人情報を、B 課が取得等する場合は、形式上は新たに必要としている B 課が、本人以外のものから収集することになりますが、この場合には条例第 9 条（利用及び提供の制限）の規定により取り扱うこ

とにします。

これは、迅速な事務処理を図るとともに、本人に対する二重の収集の手間を省略するためです。

3 本人の同意があるときとは、次のとおりです。

(1) 一件ごと個別に本人の同意を得て収集する場合

(あらかじめ包括的に同意を得る方法と、個別の収集の都度個々に同意を得る方法があります。)

(2) 本人の希望・依頼により本人に代わって関係者から収集する場合

4 本人への通知方法のうち、書面で行う場合は、個人情報収集通知書（施行規則第4条第4号様式）により行います。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに当該個人情報を提供してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに当該個人情報を提供することができる。

(1)法令等の規定に基づくとき。

(2)本人の同意があるとき。

(3)個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(4)その他審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて適当と認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、その保有する個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(趣旨)

これは、収集したときの取扱目的以外の目的に個人情報を利用すること及び実施機関以外のものに個人情報を提供することを原則として禁止することを定めたものです。

(解釈)

1 収集した個人情報は、第7条に基づき届け出た取扱目的の範囲内で利用及び提供をしなければならない原則を示しています。

2 「利用」とは、個人情報を保有する実施機関内又は実施機関相互で使用することであり、市長部局の所属課が保有している個人情報を同じ市長部局の所属課において使用する場合や市長部局の所属課が保有している個人情報を教育委員会の所属課が使用する場合などが該当します。

3 「提供」とは、個人情報を保有する実施機関が、実施機関以外のものにその情報を渡すことをいい、国及び都道府県、他の市町村等などへ渡す場合がこれに該当します。

4 個人情報を収集するときは、取扱目的を明らかにして、本人から直接収集し、一度収集した個人情報は、届け出た取扱事務の取扱目的の範囲で利用し、又は提

供しなければなりません。この原則に沿って事務を進めると、同一人から何度も同一情報を収集する事態が生じるおそれがあり、他の用途への利用、外部への提供を一律に制限することは行政事務の効率化と市民サービスの向上を図る点からも好ましくありません。

そこで、第2項では利用及び提供の制限の適用除外事項として、個人情報を実施機関内若しくは実施機関相互で利用し、又は実施機関以外ものへ提供することができることにしたものです。

第 1 号（法令等の規定）

(1) 法令等の規定に基づくとき。

（趣旨）

この号は、法令等の規定に基づいて行う利用及び提供について定めたものです。

（解釈）

1 「法令等の規定」とは、事務処理をするために必要な個人情報の利用及び提供が、法令等の規定に基づいて利用及び提供することができる法的な根拠を有するものです。

2 「法令等」とは、法律、政令、省令（法定受託事務についての国等からの通知等は含みません。）及び条例をいい、実施機関が定める規則などは含まれません。

(1) 「法令等の規定に基づくとき」の具体例は、次のとおりです。

ア 法令等の規定により、利用又は提供が義務付けされているもの

- ・ 住民基本台帳法第15条第2項 住民票の記載等をしたときは、選挙管理委員会へ通知しなければならない。
- ・ 相続税法第58条 死亡又は失そうに関する届書に記載された事項を税務署長に通知しなければならない。
- ・ 公職選挙法第11条第3項 選挙権及び被選挙権を有しなくなる事由等が生じ、又はその事由がなくなったときは他の市町村の選挙管理委員会へ通知しなければならない。
- ・ 地方税法第422条の3 土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合は、登記所に通知しなければならない。
- ・ 学校教育法施行令第1条第2項 学齢簿の編成は、住民基本台帳の記録に基づき教育委員会が行う。

イ 法令等の規定により、利用又は提供ができるもの

- ・ 刑事訴訟法第197条第2項 捜査についての照会事項の報告をすること。
- ・ 住民基本台帳法第37条 国の行政機関又は都道府県知事からの住民基本台帳に記録されている事項に関する資料の提供
- ・ 弁護士法第23条の2第2項 弁護士会は、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（運用）

法令等の規定により、通知、送付などが義務付けられている場合には特に支障は

ありませんが、法令等における規定の方法が単に利用又は提供を求めることができる旨定めているにすぎない場合には、次のすべてに該当する場合に限り個人情報を利用し、又は提供することができます。その利用又は提供に当たっては、地方公務員法第34条に定める守秘義務に留意し、利用又は提供する情報の範囲を検討し、慎重な対応を心掛けるものとします。

- (1) 個人情報を利用する目的に公益性があること。
- (2) 実施機関が保有する個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供しなければその目的を達成することが困難であること。
- (3) 個人情報の内容、その目的その他の事情からみて、本人の権利利益を著しく侵害するおそれがないこと。

第2号（本人同意）

(2)本人の同意があるとき。

（趣旨）

この号は、本人の同意を得た上で取扱目的以外に個人情報を利用し、又は提供を行う場合には、基本的に個人情報保護上の問題は起こらないと考えられることから定めたものです。

（解釈）

- 1 「本人の同意」とは、一般的に事務又は事業における取扱目的を承知しているとの本人の明確な意思表示が文書又は口頭により確認された場合であって、その事務又は事業の利用又は提供の目的及び内容を本人が承知している状態をいいます。
- 2 実施機関が行う事務又は事業によっては、客観的に判断して明らかに本人の同意があると考えられる場合があります。このような場合にまで、すべて本人の明確な同意を必要とすると、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑さを増すだけでなく、市民等も、その都度、意思表示を行う必要性が生じ、無用な負担を強いられることとなります。このため、事務の目的、流れその他客観的事実から本人の同意の意思が明らかであると推認できる場合は、この号による本人同意があるものとして取り扱うことにします。

第3号（緊急かつやむを得ない理由）

(3) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

（趣旨）

個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために利用し、又は提供することが必要な個人情報で、その利用又は提供に緊急性があり、かつ他に適当な代替手段がないというような場合には、収集したときの取扱目的にかかわらず、利用又は提供ができる旨定めたものです。

（解釈）

- 1 「緊急」、「やむを得ない理由」は、収集の制限の項に掲載してありますので参照してください。
- 2 「生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があるとき」とは、災害その他緊急事態が発生した場合などで、生命、健康、生活又は財産を保護するため、個人情報を利用し、又は提供するもので、その利用又は提供に緊急性があり、かつ、他に適当な代替手段がないというような場合に、収集したときの取扱目的にかかわらず、利用又は提供を認めようとするものです。
- 3 この号による利用又は提供を行うにあたって、特に注意しなければならないことは、利用又は提供をする場合に、単なる行政上の都合等は含まれず、厳密に解釈することが必要です。

第4号（審議会の意見）

(4)その他審議会の意見を聴いて必要があると認めたとき。

（趣旨）

個人情報収集したときの取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供する必要がある場合に、あらかじめ審議会の意見を聴いて利用し、又は提供できる旨定めたものです。

（解釈）

- 1 「その他審議会の意見を聴いて必要があると認めたとき」とは、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供する必要がある場合で、第1号から第3号までに掲げた事項に該当しない場合には、審議会の意見を聴いて利用し又は提供することができることにしたものです。
- 2 取扱目的以外の利用又は提供を行おうとする場合は、あらかじめ審議会に対して、取扱目的以外の利用又は提供の目的及びその必要性を明らかにして意見を聴く必要があります。

目的外の利用又は提供を行う必要性があらかじめ分かっているときは、収集のときにあらかじめ本人の同意を得ておくように努めることが望ましいといえます。同意を得た場合には、この号ではなく、第2号の適用となります。

－第3項－

(解釈)

- 1 この項は、実施機関が目的外の利用又は外部への提供をしたときは、審議会の意見を聴いて通知しないことを決定したときを除き、その事実を本人に通知すべきことを定めたものです。

なお、個人情報を利用したときの通知は、個人情報目的外利用通知書（施行規則第5条第5号様式）で、また、個人情報を提供したときの通知は、個人情報提供通知書（施行規則第5条第6号様式）により行います。

- 2 審議会の意見を聴いて本人への通知を省略できることにした理由は、市の行う事務又は事業は多様であり、その性質などから本人に通知することでその事務又は事業の達成に支障をきたす場合、通知を要する対象者が大量なもので本人が通知を受けても本人に選択の余地がない場合、事務の性質上から他の方法により本人に通知することが予定されており、個別に通知することが現実的でない場合など本人通知を省略することが適当と認められる場合があります。これらの場合でも目的外に利用し又は提供したすべての場合に本人に通知しなければならないとすると、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑さを増し、本人も予期せぬ通知を受けて無用の煩わしさを感じることとなります。このような場合に、客観的な意見を聴いた上で本人に通知を省略できることにしたものです。

－第4項－

(趣旨)

この項は、実施機関以外のものに提供される個人情報について、使用目的や方法の制限及び漏えい等の防止を図るため、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して必要な措置を講ずることを求めることを定めたものです。

(解釈)

- 1 「必要があると認めるとき」とは、提供を受けるものに対して措置要求を行う「必要がある」かどうかを、提供する個人情報の内容、提供形態、提供を受けるものにおける使用目的、使用方法、安全確保状況を勘案して、実施機関が個別具体的に判断し認める場合をいいます。
- 2 提供に係る個人情報について付与する制限としては、その使用の目的又は方法の制限のほか、提供した個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限、消去・返却等の使用後の取扱いについての指示、所要の報告の要求等が考えられます。
- 3 提供を行った実施機関は、必要に応じ、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合は、その後の提供を停止したり、提供した個人情報の返却を求めることが必要です。

(オンライン結合による提供)

第10条 実施機関は、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にすることをいう。以下同じ。）による個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(趣旨)

これは、オンライン結合による個人情報の提供を制限することを定めたものです。

(解釈)

1 情報化社会といわれる今日、電子計算機の利用は市民福祉の向上と事務処理の効率化のため欠かせない条件となっています。電子計算機は、大量かつ高速で情報を処理することが可能であり、情報の集積、加工、利用などが容易です。

しかし、このような利便性がある反面、不可視の状態では処理されることから、情報伝達や漏えいなどが行われた場合に発見されにくいという問題があります。

特に、オンライン結合による情報提供は、結合の相手方から容易にかつ随時にアクセスできることから、利用を誤ったり悪用された場合に、大きな事故につながるおそれがあります。そこで、個人情報がみだりに外部へ流出しないよう、実施機関以外の電子計算機とのオンライン結合を原則として禁止するものです。

しかし、市民福祉の向上や行政サービスの迅速化など時代のすう勢として避けられない場合が想定されることから、あらかじめ審議会の意見を聴いたものについては、オンライン結合ができることとするものです。

2 「公益上の必要」とは、オンライン結合という方法により、個人情報を提供することが、社会一般の利益を図るために必要かどうかを判断する意味をいいます。

3 括弧内は、オンライン結合の定義をしています。「当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合」とは、第2条第2号に規定する実施機関と国及び都道府県、他の市町村等の管理する電子計算機やその端末機等の機器とを通信回線を用いて結合することを意味します。

4 「実施機関以外のものが随時入手し得る状態」とは、オンライン結合の相手方が実施機関が保有する個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にあることを意味するもので、実施機関がマスターテープ等を相手方と交換することな

どは、オンライン結合に該当しません。ただし、この場合には、個人情報の処理を新たに開始することとなるときは、第7条第1項の届出及び同条第2項の審議会への報告が必要になります。

- 5 オンライン結合という方法を用いて、実施機関が保有する個人情報の提供を開始しようとするとき及び既にオンライン結合により提供している内容を変更しようとするときは、事前に、審議会の意見を聴く義務があることを示しています。

(運用)

「電子計算機」とは、汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、その他これらに類するものをいいます。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、その保有する個人情報に正確かつ最新の状態で管理するほか、当該個人情報の滅失、破損、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、保存する必要がなくなった個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて歴史的又は文化的な資料として保存する必要があると認める個人情報については、この限りでない。

(趣旨)

これは、個人情報の保護を図るため、実施機関が講じなければならない必要な措置について定めたものです。

(解釈)

1 「正確かつ最新の状態で管理する」とは、間違っている個人情報を取り扱った場合に、プライバシーの侵害を引き起こす危険性が高いことから、個人情報を常に正確で最新のものとして管理しなければならないことをいいます。

実施機関が現に管理している個人情報の記録が、過去において収集されたものため、記録内容が古すぎて現時点では正確性に欠ける場合などは、新たに収集し直すか、記録内容について本人に確認するなどして、常に最新のものに修正することが必要です。

2 「滅失、破損、漏えい等の防止」とは、紛失、破損、盗用、改ざん、漏えいなどがされないよう適正かつ厳重に管理することをいいます。

3 「その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置」としては、次のような措置があります。

(1) 個人情報管理責任者及び個人情報取扱主任者の設置

個人情報の適正な維持管理のため、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、管理責任者は、課長等をもって充てます。また、管理責任者を補佐するため、個人情報取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を置き、管理責任者が所属職員のうちから指名するものとします。これは、この制度を適正に運用するため、各課等が管理する個人情報の取扱い全般について所属職員を指揮監督してもらうためです。（施行規則第6条）

(2) 職員の意識啓発

個人情報保護の必要性並びに保有する個人情報の正確性、安全性及び最新性を確保するための手段として、職員の意識を啓発するために必要な措置を行います。

(3) 電子計算機処理に伴う保護対策

電子計算機処理は、大量かつ高速で個人情報を処理することが可能ですが、

一方では、漏えいなどの事故が発生した場合の被害は極めて大きいものがあります。したがって、電子計算機処理特有の保護対策を講じなければなりません。その保護の措置を講じる場合は、管理や安全面はもちろん、技術的なチェックも必要であり、手処理作業の場合とは違った措置をとる必要があります。

- 4 「保存する必要がなくなった」とは、原則として、実施機関の文書管理規則に定められている文書の保存年限が経過したときをいいます。
- 5 第2項のただし書は、歴史的又は文化的な資料としての価値に着目したものです。廃棄又は消去される個人情報の記録の中には、市内在住の文化人などについての個人情報で、一定の期間が経過することによって価値が出てくるものがあります。このような個人情報は、審議会の意見を聴いて保存する必要があると認める場合は、例外として廃棄又は消去しないで、積極的な利用を図ろうとするものです。

(職員等の義務)

第12条 職員等又は職員等であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(趣旨)

これは、第2条第5号に規定する職員等又は職員等であった者に対して、個人情報の適正な取扱いについての義務を定めたものです。

(解釈)

- 1 個人情報を取り扱う職員等又は職員等であった者に対して、職務上知り得た個人情報について、適正な取扱いを義務付けるものであり、これによって、個人の人格的権利利益の侵害を防止しようとするものです。
- 2 地方公務員法第34条は、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定されていますが、この条例で保護しなければならない個人情報は、個人情報のすべてであり、「個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない」と規定したことにより、地方公務員法上の守秘義務より保護されるべき個人情報の範囲を広く捉え、職員等又は職員等であった者に義務として課すものです。

この場合の職務上知り得た個人情報とは、職員等が職務の執行に関して知り得た個人情報で、自ら担当する職務に関する個人情報のほか、当該事項で職務の執行に関連して知り得た個人情報も含むものです。
- 3 「みだりに他人に知らせ」とは、他人に知らせることが、職務上の権限・事務に属さない場合や職務上の権限・事務に属する場合であっても、正当な理由がなく知らせることをいいます。
- 4 「不当な目的に使用」とは、自己の利益のため個人情報を使用する場合や他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を使用する場合などをいいます。
- 5 なお、この条に違反してその職務上知り得た秘密を漏らした場合には、条例の罰則の適用があるほか、地方公務員法第34条の「守秘義務」の違反として同法第29条による「懲戒」の処分の対象となることもあります。

(指定管理者の個人情報の適正取扱措置)

第13条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

(趣旨)

これは、実施機関が、公の施設の管理を地方自治法の規定に基づいて指定管理者に代行させる際に、指定管理者における個人情報の取扱いを適正に行わせるため、指定管理に個人情報の適正な取扱いのための必要な措置を講ずることを義務付けるものです。

(解釈)

- 1 指定管理者は、本来市が行うべき市の施設の管理を、法に基づき市が指定した者に代行させるといった位置付けのものであることから、実施機関と同様の義務を指定管理者に課そうとするものです。
- 2 「公の施設の管理の業務を通じて取得した個人情報」とは、指定管理者が公の施設の管理業務を行うに当たり取得した利用者等の個人情報のことであり、指定管理者が適正な取扱いの義務を負う個人情報は、指定管理業務に係るものに限られることを意味します。
- 3 「必要な措置」とは、当該公の施設の性質、形態、業務の内容等を勘案して、個別具体的に考えなければならないものですが、例えば、秘密の保持、法令等の遵守、収集の制限、目的外使用の禁止、委託の禁止、複写・複製の禁止、資料等の返還・廃棄、規程の整備等が考えられます。

(運用)

- 1 指定管理者に個人情報の適正な取扱いを実施させるために、具体的には、鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成17年7月規則第11号）第8条による協定において必要な措置を定めるものとします。また、個人情報の漏えい等の行為には、この条例に基づく罰則が適用される場合があります。

<協定書における規定例>

(個人情報の保護)

- 第〇条** 乙（*指定管理者を指す。以下同じ。）は、管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この指定期間が終了し、又は指定の取消しを受けた後においても同様とする。
- 2 乙は、管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規

定に従うほか、甲（*鎌倉市を指す。以下同じ。）の指示を受けて適正に取り扱うものとする。

- 3 乙は、管理業務を行うに当たり、個人情報収集するときは、本協定の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 4 乙は、管理業務を行うに当たり、収集、作成した個人情報を、甲の指示又は承諾を得ることなしに本協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、甲が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託（2以上の段階にわたる委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。
- 6 乙は、個人情報の取扱いを伴う管理業務を再委託する場合は、事前に再委託先、再委託する理由、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における責任者及び従事者、再委託先における個人情報保護措置の内容並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を記載した書面を甲に提出して承諾を得なければならない。
- 7 乙は、甲が承諾した場合を除き、管理業務を行うに当たり、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 乙は、個人情報の取扱いの状況について甲が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。
- 9 前項の調査の結果、甲は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。
- 10 乙は、管理業務を行うに当たり、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この指定の期間が終了し、又は指定の取消しを受けた後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 乙は、再委託をした場合を含め、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を甲が別に定める書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 12 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 13 甲は、管理業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
- 14 乙は、管理業務の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、甲の個人情報保護条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

15 個人情報の開示に当たって、個人情報の記載された資料等の写しの交付をする場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を開示の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めなければならない。

2 実施機関は、必要に応じ、指定管理者の個人情報の取扱状況を把握し、助言、指導等を行うほか、不適正な取扱いが行われている場合には、指定の取消しを行うなど、適切な措置をする必要があります。

(委託に伴う個人情報の適正取扱措置)

第14条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において委託を受けたもの（そのものから当該委託に係る業務の全部又は一部の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けたものを含む。以下「受託者」という。）が個人情報の適正な取扱いのために講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 受託者は、前項に規定する委託に係る業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

(趣旨)

これは、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業について委託契約を結ぶ場合に実施機関が行わなければならない措置及び受託者が個人情報の適正な取扱い措置を行わなければならない措置について定めたものです。

(解釈)

- 1 実施機関が、個人情報の取扱事務を民間の事業者に委託する機会が年々増加してきています。このことから、委託先である受託者にも実施機関と同様に、個人情報についての保護措置である守秘義務、個人情報の漏えい、き損、滅失など事故防止の責務を課す必要があることを示しています。
- 2 第1項では、受託者、再受託者、再々受託者などに対して、契約書の中で個人情報の適正な取扱い措置を講じなければならない義務を実施機関に課すものです。
- 3 「個人情報の取扱いを伴う事務又は事業」とは、委託しようとする事務又は事業の中に個人情報が含まれている場合をいいます。具体的には、電子計算機へのデータ入力委託、世論調査の委託など一般的に委託契約と呼ばれているもののほか、印刷、筆耕、翻訳などの契約も含まれます。
- 4 「そのものから当該委託に係る業務の全部又は一部の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けたものを含む。」とは、受託者からさらに委託を受けたものなど、全ての受託者が条例の対象となることを示したものです。
- 5 「講ずべき措置」とは、委託契約を通じて、受託者における個人情報保護の責務を明確にし、実行させることなどの措置をいいます。
- 6 第2項は、再受託者等を含めた受託者に対し、受託業務を通じて取得した個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じることを義務づけるものです。

（運用）

委託の内容は、その委託の事務又は事業の性質、内容も多種多様であり、一律に措置を定めることは難しいものですが、次に掲げる契約の実態に即して個人情報保護のための措置を講ずることにします。

- 1 実施機関が保有する個人情報を受託者に引き渡して、その処理を行わせ、又はその個人情報を利用して事務又は事業の処理を行わせるもの
- 2 個人情報を引き渡さないが、その事務又は事業の性質上、受託者において個人情報を取り扱うことが予定されるもの
- 3 特に個人情報を取り扱うことが予定されていないが、受託者がその事務又は事業の執行にあたって、個人情報を取り扱うこともあり得るもの
- 4 公共施設の管理運営を委託することに伴って、その施設利用者等の個人情報の取扱事務が生じるもの
- 5 「講ずべき措置」の具体的な内容は、別に定める「鎌倉市個人情報取扱事務委託基準」に沿った取扱いとします。

(派遣労働者に対する個人情報の適正取扱措置)

第14条の2 実施機関は、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を行うため実施機関に派遣されている者をいう。以下同じ。）を個人情報の取扱いを伴う事務又は事業に従事させるときは、個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

(趣旨)

個人情報の取扱いを伴う事務又は事業に派遣労働者を従事させる場合に実施機関が行わなければならない措置について定めたものです。

(解釈)

- 1 実施機関が、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業に派遣労働者を従事させる場合、個人情報の保護措置である守秘義務、個人情報の漏えい、き損、滅失など事故防止の責務を課す必要があることを示しています。
- 2 「必要な措置」とは、労働者派遣契約を通じて、労働者派遣事業者及び派遣労働者における個人情報保護の責務を明確にし、実行させることなどの措置をいいます。

(運用)

「必要な措置」の具体的な内容は、別に定める「鎌倉市個人情報取扱事務派遣労働者措置基準」に沿った取扱いとします。

(従事者等の義務)

第15条 指定管理者若しくは受託者の業務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者は、その業務又は役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(趣旨)

これは、指定管理業務従事者、受託業務従事者及び派遣労働者（いずれも従事していた者を含む。）に対して、個人情報の適正な取扱いについての義務を定めたものです。

(解釈)

- 1 指定管理業務従事者、受託業務従事者及び派遣労働者は、市との指定管理者、委託という関係又は役務の提供を通じて市の保有する個人情報を知り得る特別な立場にあることから、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないとしたものです。
- 2 「その業務」とは、指定管理の関係では、指定管理者による公の施設の管理業務のことであり、受託の関係では、市が委託する個人情報の取扱いを含む業務のことです。
- 3 「役務の提供」とは、派遣労働者が携わる業務のことです。
- 4 「その業務又は役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」の解釈については、条例12条の解釈参照。
- 5 この条の義務違反に該当する場合で、罰則の構成要件に該当するときは、罰則の対象となります。

(出資法人等による個人情報の取扱い)

第16条 市が出資等を行う法人（土地開発公社を除く。）のうち規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、個人情報の取扱いに関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(趣旨)

これは、出資法人等が、個人情報の取扱いについて、実施機関に準じた措置を講ずることを努力義務として定めたものです。

(解釈)

1 「出資法人等」とは、市が出資、出捐及び市が補助金、交付金その他の財政支援をしている法人のうち、実施機関が定めるものとします。

なお、土地開発公社は、実施機関として規定したため、出資法人等からは、除外します。

2 事業者一般については、第4条で個人情報の取扱いについての責務規定を設けています。しかし、出資法人等は、その公益性が高いこと、市と密接な関係にあることから、一般の事業者とは異なり、実施機関に準じた措置を講ずる努力義務を課すものです。

3 「実施機関に準じた措置」とは、この条例による実施機関の個人情報の取扱いと同等の取扱いを求めるものです。

(運用)

1 市が出資等を行っている法人のうち、市が全額出資等しているものについて、実施機関が規則で定めるものとします。

2 「実施機関に準じた措置」を求めるために、実施機関は、この条例に則した規程の整備や適正な運用について、必要な協力及び適切な指導を行うものとします。

(実施機関に対する苦情の処理)

第17条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

2 実施機関は、前項の苦情を処理するに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(趣旨)

これは、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の処理について定めたものです。

(解釈)

1 実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情には、個人情報の利用、提供等に関する様々な苦情がありえます。これらについては、不服申立や訴訟によるよりも、むしろ苦情処理によって、簡易・迅速な解決を図ることが適当なものが少なくないと考えられることから、実施機関に、適切かつ迅速な処理を義務付けたものです。

2 第2項は、実施機関が苦情を処理する際に、適切な処理方針を検討するに当たり、第三者的な立場から専門的意見を聴いて処理を行った方が苦情の処理をスムーズに進めることができる場合があります。このような場合に、実施機関が必要と判断したときは、審議会に諮問することができることとしたものです。

(運用)

1 この条で扱われる苦情の大半は、各実施機関における業務の具体的な運用と密接に関係していると考えられるため、問題の性質上、当該実施機関と苦情申出者との間で十分に意思疎通を図り、当事者間で解決することが望ましい。

第3章 個人情報の開示等

(開示請求権)

第18条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(趣旨)

これは、本人に自己の個人情報の開示を請求する権利を保障するとともに、本人に代わって請求できる者の範囲を定めたものです。

(解釈)

- 1 近年プライバシーの権利は、自己についての情報の所在を知り、その情報を手に入れることができ、その情報が間違っていた場合には訂正などを行うことができるとする「自己についての情報の流れをコントロールする権利（自己情報コントロール権）」として、積極的かつ能動的な権利として定着しつつあります。この自己情報コントロール権は、この条例においても個人情報を保護する上で、重要な要素となっています。このため、第1項において、自己情報の開示を請求する権利を本人に保障するものです。
- 2 「何人も」とは、市民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいいます。これは、実施機関が取り扱っている個人情報の個人（本人）であれば誰でもが請求できるという意味で、請求できる範囲は、自己についての個人情報のみで、他人の個人情報の開示の請求があっても認められません。
- 3 「未成年者」とは、年齢が成人すなわち満20年に達しない者をいいます。
- 4 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいいます。
- 5 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人です。民法上、本人の信任に基づかないで生ずる代理を法定代理といい、その代理人を法定代理人といいます。「未成年者の法定代理人」は、第1次的には親権者、第2次的には、未成年後見人であり、「成年被後見人の法定代理人」は、成年後見人です。
- 6 法定代理人は、任意代理人とは異なり、本人の利益のために代理行為を行う義務はあっても、代理行為に本人の同意は要しません。なお、未成年者又は成年被後見人であっても、自ら開示請求をすることができる場合は、これを妨げるものではありません。

(個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法律又はこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないとされているとき。
- (2) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれている場合であって、開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することになると認められるとき。
- (3) 法人等に関し記録された情報又は事業を営む個人の当該事業に関し記録された情報が含まれる場合であって、開示請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵害することになると認められるとき。
- (4) 個人の相談、指導、診断、評価、判定、選考等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該相談、指導、診断、評価、判定、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (5) 実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(7) 開示請求者に開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるとき。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前項各号のいずれかに該当する個人情報とそれ以外の個人情報とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、開示請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、同項各号のいずれかに該当する個人情報の部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

3 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示とすべき情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(趣旨)

これは、開示請求があった場合、実施機関は原則として開示しなければならないこと及び実施機関が開示を拒否することができる範囲を定めたものです。

(解釈)

1 第1項は、開示の請求があったときには、実施機関に原則として開示をする義務があることを定めたものです。

2 実施機関が保有している個人情報の中には、第三者のプライバシーを侵害するおそれのある情報や本人に対しても開示することが適当でないと認められる情報も存在していることから、自己の個人情報の開示請求に対して、この項の第1号から第7号までの非開示情報のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができます。

3 第1項に定める非開示情報と地方公務員法第34条その他の法律で定める守秘義務は、その趣旨、目的及び範囲を異にするもので、非開示と個人情報についての守秘義務とは一致しないものです。

地方公務員法第34条等の守秘義務によって保護される秘密は必ずしも公的な秘密に限られるものではなく、例えば、課税台帳のような個人的秘密も含まれるもので、請求に係る個人情報が法律上の守秘義務に該当する場合であっても、それが個人的秘密を保護するためである場合には、本人に対して開示を拒否する理由がありません。したがって、その個人情報が公的秘密を保護するために、たとえ本人であっても開示を禁止していることが明らかである場合に初めて本人からの開示請求を拒否できるものとなります。

具体的には、請求のあった個人情報について、それが本人にも開示を拒否できる公的秘密として法律が漏らすことを禁じているものに該当するかどうかを個別に判断し、諾否の決定をすることになります。

第1号（法令等の規定）関係

(1) 法令等の規定又は実施機関が法律又はこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないとされているとき。

（趣旨）

この号は、法令と条例との関係から非開示情報を定めたもので、既に法令等の規定により明らかに本人に開示をすることができないとされている場合には、この条例でも開示しないものです。

（解釈）

- 1 法令等に、本人に対して開示を拒むという明文の規定があるもの又は明らかに本人に開示をすることができないと判断されるものがこれに該当する情報となります。したがって、単に「閲覧に供してはならない」などの規定は、本人に対しても閲覧を禁止しているのか、個人情報の保護の観点から第三者に対してのみ禁止しているのかを慎重に判断し、後者であればこの号に該当しないこととなります。
- 2 法令等とは、法律、政令、省令（法定受託事務についての国からの通知等は含みません。）及び条例をいい、実施機関が定める規則などは含まれません。

具体例

刑事訴訟法第47条	訴訟に関する書類は、公判の開廷前にはこれを公にしてはならない。
鎌倉市印鑑条例第13条	印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。
鎌倉市認可地縁団体 印鑑条例第14条	印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明についての書類を閲覧に供してはならない。

第2号（請求者以外の個人情報）関係

(2)開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の個人に関する個人情報が含まれている場合であって、開示請求者に開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することになると認められるとき。

（趣旨）

この号は、請求者以外の個人情報が含まれている場合であって、請求者に開示することにより請求者以外の個人の正当な利益を侵害することになると認められる情報を、非開示情報として定めたものです。

（解釈）

- 1 実施機関が保有する個人情報の中には、複数の個人情報が混在している場合や請求者以外の個人から収集された情報も含まれている場合があります。このような情報は請求者の個人情報であると同時に他の個人情報でもあり、開示することにより他の個人の正当な利益を侵害することが考えられることから、非開示情報として定めたものです。
- 2 「当該個人の正当な利益を侵害することになると認められるとき」とは、請求者と請求した者以外の個人との関係において、正当な利益を侵害することになるかどうかにより判断されますが、本人と当該個人との関係や個人情報の内容を十分考慮して個別に判断します。

具体例としては、市民相談記録、各種ケース記録などがあります。

第3号（法人等）関係

(3) 法人等に関し記録された情報又は事業を営む個人の当該事業に関し記録された情報が含まれる場合であって、開示請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵害することになると認められるとき。

（趣旨）

この号は、法人等又は事業を営む個人が有する競争上の正当な利益が侵害されることを防止する観点から非開示情報として定めたものです。

（解釈）

- 1 法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員として自由な営業活動が認められています。これらの情報を開示することによって、その法人等又は個人が有する競争上の正当な利益が侵害されないようにするものです。
- 2 「法人その他の団体」とは、商法上の営利法人、社会福祉法人、学校法人などの公益法人などのすべての法人を含みます。「その他の団体」とは、団体としての規約を有し、かつ代表者などの定めがある実体を有する法人格の無い団体をいいます。

第4号（相談、指導、選考等）関係

(4) 個人の相談、指導、診断、評価、判定、選考等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該相談、指導、診断、評価、判定、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

（趣旨）

この号は、開示することにより相談、指導、診断、評価、判定、選考などの過程や基準を知らせることになり、公正かつ適正な執行を確保する観点から非開示情報を定めたものです。

（解釈）

- 1 開示の請求のあった個人の相談、指導、診断、評価、判定、選考などの情報は、本人に開示することによって、その事務又は事業の実施の目的を失わせ、あるいは事務又は事業の公正さが損なわれるなどが考えられることから非開示情報としたものです。
- 2 具体的に列記した情報の意味は次のとおりです。
 - (1) 「相談」とは、個人からの相談に対処するために行った専門的見地からの所見及びそれに基づく対処方法などの内容の記録をいいます。
 - (2) 「指導」とは、学力、能力、技術などの向上や生活状態の改善のために行う所見、方針などの内容の記録をいいます。
 - (3) 「診断」とは、疾病、健康状態などについて、専門的見地から診察、検査などを行った内容の記録をいいます。
 - (4) 「評価」とは、学業の状況、勤務状況、個人の資質、適格性、性格、能力などについて、調査、観察をし、評定した内容の記録をいいます。
 - (5) 「判定」とは、個人の知識、能力、資力、資質、適性、技術などについて、専門的見地又は一定の基準に基づいて、検査、審査、試験を行い、その結果から判断を行った内容の記録をいいます。
 - (6) 「選考」とは、特定の職業、地位などに就く者を選ぶにあたって、個人の能力、資質、資格などを調査し、その結果に基づき選考した内容の記録をいいます。
- 3 「著しい支障が生ずるおそれがあるとき」とは、事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正さが損なわれるとき、第三者の利益を害するとき、公共の利益等から開示することに問題があるときなどが考えられます。

（運用）

(1)から(6)までに該当する個人情報とは、「請求者に開示することにより著しい支障が生ずるおそれのあるとき」として、非開示とすることができますが、一律に非開示とすることなく次の点に注意して慎重に判断する必要があります。

- 個々の個人情報の記録に則し、本人に知らせないことが正当であり、その内容を具体的かつ客観的に説明できるか。
- 本人への不利益以外の観点から、開示できない理由を明らかにできるか。
- 本人に開示することで、その事務などの目的を失うか、あるいは事務などそれ自体が成り立たなくなるなど、事務の公正さが損なわれることが考えられる場合に、その内容を具体的かつ客観的に説明できるか。

第5号（審議等）関係

(5) 実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

（趣旨）

この号は、行政の内部的な審議、検討、協議が自由率直な意見交換や市民の間に混乱を生じさせるおそれがないよう防止することを定めたものです。

（解釈）

- 1 行政における内部的な審議等についての情報の中には、担当者段階での検討素案、未決定の検討案のように未成熟な情報や検討材料として外部から得た資料が含まれています。これらの情報を本人に開示することにより、本人に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるとともに、内部的な検討のために必要な資料が得られなくなるなど公正又は適正な意思決定に支障が生じるおそれがあるため、これを防止しようとするものです。
- 2 これらの情報は、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関における審議等において作成し、又は取得した情報で、開示することによって、その審議等に著しい支障が生ずるおそれがある場合に限られるものです。
- 3 「審議、検討、又は協議」とは、審議、検討、協議、企画、意見調整、打合せ、相談などに直接使用する目的で実施機関が作成し、又は取得した情報及びこれらに関連して作成し、又は取得した情報も含むものです。

第6号（事務又は事業の執行）関係

(6) 実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示請求者に開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

（趣旨）

この号は、実施機関又は国等が行う事務又は事業の性質面に着目し、公正又は円滑な執行の確保をしようという観点から非開示情報を定めたものです。

（解釈）

- 1 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報の中で、その性質や目的から、その事務又は事業の執行前あるいは執行の過程において情報を開示することにより、その実施の目的を損なったり、事務又は事業の公正又は円滑な執行を著しく困難にするおそれのある情報をいいます。
- 2 「監査、検査、取締り又は試験」とは、個人を対象として行政が権限に基づいて行うもので、火災予防のための立入検査、試験の実施、各種の監視・巡視などがあります。
- 3 「契約、交渉又は争訟」とは、相手方との話し合いによる取決めを行うことをいい、その種類としては、補償、賠償、土地の売買交渉などがあります。また、「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法に基づく不服申立てがあります。
- 4 「調査研究」とは、試験研究機関等において行われる調査、研究、試験等をいいます。
- 5 「人事管理」とは、職員の採用、退職、異動等をいいます。

第7号（犯罪の捜査に関する情報）関係

(7) 開示請求者に関することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるとき

（趣旨）

この号は、公共の安全と秩序の維持の観点から非開示情報を定めたものです。

本号に該当する情報を公開すれば、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となるおそれがある場合、これを防止しようとするものです。

（解釈）

- 1 「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪の予防の見地から本号により非開示とするものです。
- 2 「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするとき又は発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいいます。
- 3 「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、犯人及び証拠を発見、収集、保全する活動をいいます。
- 4 「公訴の維持」とは、証拠により有罪を立証する活動を行うことをいいます。
- 5 「刑の執行」とは、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収を執行することをいいます。
- 6 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧等のほかにこれらには該当しないが社会生活に必要な法規範等のルールが害されないよう保護し、それに対する障害を除去することをいいます。

－第2項以降－

1 第2項は、一部開示について規定したものです。

開示の請求に係る個人情報の一部に非開示情報に該当する情報が記録されている場合であって、その記録されている情報の全部を非開示とするのではなく、自己情報のコントロール権を保障するという観点に立って、開示の部分を広くするために、非開示情報に該当する部分をできる限り分離して開示をしようとする趣旨です。

しかし、非開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを「容易に、かつ、開示の請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離」できないときは、その個人情報の記録の全部について開示しないことができるものです。

2 「容易に」とは、開示部分と非開示部分の分離について、多くの費用と時間がかからず、又は物理的な困難が伴わないことをいいます。

3 「開示請求の趣旨を失わない程度」とは、開示請求の趣旨から判断して、開示部分と非開示部分を分離しても、請求者が知りたいと思う自己の個人情報が開示部分から理解できる程度をいいます。

4 第3項は、存否を明らかにできない個人情報の取扱いについて規定したものです。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は非開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の決定をすることが原則です。

しかし、個人情報の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示した場合と同様の効果が生じる場合があります。そのため、情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができるという例外措置を定めたものです。

(運用)

開示請求に係る個人情報が存在するとしても、明らかに開示することができないと判断される場合に限って、実際には、個人情報が存在しない場合も含め、開示請求を拒むものです。したがって、実施機関の職員は、この規定を適用する可能性があるような開示請求の相談を受けた場合は、本項の趣旨にかんがみ、その場で個人情報の存否を明らかにしないよう留意するなど、慎重な対応をする必要があります。

本項の適用にあたって、個人情報保護主管課長と協議するものとし、適用した場合は、個人情報保護運営審議会に事務局を通して報告するものとします。

<具体例>

- 捜査関係事項照会・回答文書
- 表彰候補者リスト

(訂正請求権)

第20条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報について事実誤りがあるときは、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第18条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(趣旨)

これは、自己についての個人情報の訂正を請求する権利を保障するとともに、本人に代わって請求できる者の範囲を定めたものです。

(解釈)

1 実施機関が保有している自己についての個人情報の中に、事実についての誤りがあることによって、人格的権利利益の侵害を引き起こす危険性があります。このような侵害を未然に防止するため自己の個人情報の誤りについて、訂正を請求できる権利を本人に保障することにより、個人情報の正確性及び最新性を確保しようとするものです。

2 「事実」とは、氏名、住所、生年月日、家族構成、学歴など客観的に判断できる事項をいい、評価、判定などの判断に関する事項は含みません。

3 「誤り」とは、個人情報を取り扱っている事務の目的、内容等及び個人情報の性質、内容、その事務の位置付け等からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記録されている個人情報とが合致していないことをいいます。

形態としては、単純な書き間違い、書かれるべきでない情報の記載、不十分若しくは不正確又は古いために読む者に誤解を生じさせる記載、電子計算機処理における入力ミスなどがあります。

4 「訂正」とは、修正、追加のほか削除を含みます。

5 開示請求と同様に未成年者及び成年被後見人の法定代理人について代理請求を認めています。（第18条の解釈を参照のこと。）

(運用)

1 実施機関への訂正請求権が及ばないものについては、請求者に対し、その旨説明し了解を得ることとします。

2 この請求権は、必ずしも開示請求を前提とするものではありませんが、訂正の対象部分を請求者に確認してもらう必要があることから、開示請求を経たのち訂正請求を行ってもらうことが好ましいといえます。

(個人情報の訂正義務)

第21条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(趣旨)

これは、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関が個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものです。

(解釈)

1 「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有する個人情報が事実でないことが判明したときをいう。

適切に調査等を行った結果、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなるから、実施機関としては、訂正決定を行うことはできないため、訂正しない旨の決定を行うこととなります。

ただし、運用上、事実関係が明らかでない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得ます。

2 「取扱目的の達成に必要な範囲内で」とは、訂正請求に対して、実施機関に、取扱目的の関係で必要な範囲内での訂正を義務付けるものです。従って、訂正請求に係る個人情報の取扱目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はないものです。

具体例としては、過去の事実を記録することが取扱目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられます。

(利用停止請求権)

第22条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報に次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 当該個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第9条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき又は第11条第2項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第18条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

(趣旨)

これは、自己についての個人情報の利用停止を請求する権利を保障するとともに、本人に代わって請求できる者の範囲を定めたものです。

(解釈)

1 実施機関が、第9条の利用及び提供の制限を超えて、個人情報を目的外に利用し、又は実施機関以外のものに提供している場合又は第11条の規定に違反して不要な個人情報を保有している場合に、その利用又は提供の停止又は消去を請求する権利を保障するものです。

2 個人情報は、収集したときの取扱目的に利用し、又は提供しなければならないものですが、これに反して、実施機関がその取扱目的を超えて個人情報を利用したり、実施機関以外のものに提供しているとき及び不要な個人情報を保有しているときは、基本的人権が侵害されることも考えられることから、利用停止を請求する権利を認めようとするものです。

3 「利用停止」とは、その方法により「利用の停止」「消去」又は「提供の停止」に区分されます。

「利用の停止」とは、当該実施機関において、請求のあった本人の個人情報の利用を止めることであり、全面的な停止だけでなく一部停止を含みます。

「消去」とは、文字どおり個人情報を消すだけでなく、匿名にして識別できなくすることも含みます。

「提供の停止」とは、以後の提供を止めることをいい、提供済みの個人情報を回収することまでを求めるものではありませんが、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要があります。

4 「適法に取得されたものでないとき」とは、個人情報収集する手段が、法令はもとより規則など個人情報を取り扱う事務又は事業の規範に違反して取得された場合をいいます。

5 開示請求と同様に未成年者及び成年被後見人の法定代理人について代理請求を認めています。（第18条の解釈を参照のこと。）

（運用）

利用停止の請求を受けた実施機関は、諾否の決定が行われるまでの間は、その利用又は提供を一時停止するよう努めることとします。

(個人情報の利用停止義務)

第23条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の取扱目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(趣旨)

これは、自己情報の利用停止請求があった場合の実施機関における個人情報の利用停止義務について定めたもので、実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるときに、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で個人情報の利用停止をしなければならないことを定めています。

(解釈)

- 1 「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、第22条第1項第1号又は第2号に該当する条例違反の事実があると実施機関が認めるときです。
その判断は、当該実施機関の所掌事務、保有している個人情報の取扱目的及び本条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要があります。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第22条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味です。
- 3 「必要な限度」とは、例えば、請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していれば、すべての個人情報の利用停止を、一部の利用が違反していれば、一部の個人情報の利用停止を行う必要があるということです。
また、例えば、取扱目的外の取扱いを理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該取扱目的外の利用を停止すれば足ります。この場合、当該個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の取扱目的内での利用も不可能となり、適当ではありません。
- 4 利用停止請求は、請求に係る個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効果に直接に影響を及ぼすものではありません。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題です。
- 5 利用停止請求に理由があると判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結

果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点から適当ではありません。このため、「当該個人情報の取扱目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものです。

(開示等の請求の手続)

第24条 開示、訂正又は利用停止(以下「開示等」という。)の請求(以下「開示等の請求」という。)をしようとする者は、当該開示等の請求に係る個人情報を保有する実施機関に対して次に掲げる事項を記載した請求書(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。この場合において、実施機関が特別の理由があると認めるときは、代理人により請求することができる。

- (1) 開示等の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示等の請求に係る個人情報の内容
- (3) 訂正請求又は利用停止請求にあつては、その内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示等の請求があつたときは、当該開示等の請求をしようとする者が本人であること又は代理権を有する者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示させ、又は提出させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関があらかじめ定めた個人情報の開示請求は、口頭により行うことができる。

4 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示等の請求をした者(以下「開示等請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(趣旨)

これは、個人情報の開示等の請求の手続について定めたものです。

(解釈)

1 開示等の請求は、請求者の権利行使であり開示等の諾否の決定という行政処分を法的に求める請求手続です。また、開示をしない旨の決定については、将来争訟につながることも考えられますので、請求にあたっては、直接個人情報の本人が個人情報を保有している実施機関に対し、必要事項を記載した請求書(施行規則第8条第7号様式)を提出することにより行います。

2 開示等の請求は本人が直接行うことを原則としますが、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。

また、実施機関が特別の理由があると認めるときは、本人又は当該法定代理人の代理人(任意代理人)により請求することができます。

3 「特別の理由」とは、負傷又は疾病による入院、外国滞在中、身体障害等の理由により本人又は法定代理人が請求することが著しく困難な場合をいいます。従って、軽症で数日の入院であつて入院中に請求を行う緊急性のない場合、請求を行うことが困難でない軽度の身体障害等については「特別の理由」には該当しな

いものです。

4 訂正の請求は、自己の個人情報についての事実には誤りがあること及び訂正の内容が正しいことを証する書類などがあれば提示又は提出を要請するものとします。

5 開示等の請求は、請求者が本人又は代理人であることの確認を厳格に行う必要があります。

このため、施行規則第8条第3項の規定により、本人の場合は、運転免許証、旅券その他本人であることを確認できる書類を提示又は提出してもらいます。

代理人の場合は、前記と同様に代理人が本人であることを証する書類のほか、代理権を有することを証明する書類の提示又は提出をしてもらいます。

6 開示の請求に限り、あらかじめ実施機関が定めた個人情報については、特例として口頭による請求を認めるものとし、開示の請求ができる個人情報は、次のすべての要件を備えるものとします。

(1) 本人の開示に対する需要が高いもの

(2) 開示について特に即時性が要求されるもの

(3) 情報の記録形態が定型的で、開示に関する判断をあらかじめ一律に行っておくことが可能なもの

(4) 事務上即時の開示に対応することが可能なもの

7 請求者が補正に応じない意思を明確に示した場合は、実施機関は、速やかに開示請求に対する判断を行うものとします。

(運用)

1 実施機関に対する開示等の請求書は、個人情報保護主管課を通して事務担当課が受付けるものとします。

2 本人確認は、次の方法で行います。

(1) 官公庁が発行する写真が貼付された書類など（運転免許証、旅券、身分証明書等）の提示

(2) (1)以外の書類（健康保険被保険者証、国民年金手帳、厚生年金手帳等）の提示のときは、複数の書類の提示を求めるものとします。

3 代理人による請求の場合は、代理人本人を確認する書類と併せて、次の書類の提示又は提出を求めます。

(1) 法定代理人が請求する場合は、戸籍謄本、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書（家事審判規則第12条第2項）、登記事項証明書（後見登記に関する法律第10条）などの書類を提示又は提出してもらいます。

(2) 任意代理人が請求する場合は、委任状、代理権授与通知書などを提示又は提出してもらうとともに、特別の理由があることの証明として、医師の診断書又は関係者が作成した書面の添付が必要です。

4 郵送、ファックス、電話等による開示等の請求は、本人であることを明確に確認することができないため、受け付けないものとします。

(開示等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、開示等の請求があったときは、当該開示等の請求があった日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、訂正請求又は利用停止請求にあっては20日以内に諾否の決定（開示等の請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を含む。以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、開示決定等の内容が開示等の請求に係る個人情報の全部を開示するときを除き、その理由（当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を含む。）を明らかにしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。実施機関は、開示等請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

4 開示等の請求に係る個人情報が著しく大量であるため又は当該個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示等の請求があった日から起算して、開示請求にあっては60日以内に、訂正請求又は利用停止請求にあっては65日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務又は事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示等の請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

5 実施機関は、前条第3項の規定によりあらかじめ定めた個人情報の開示請求があったときは、直ちに当該個人情報を開示する旨の決定をしなければならない。

(趣旨)

これは、開示等の請求があった場合における開示の決定等及びその期限並びに決定期間延長について定めたものです。

(解釈)

1 実施機関は、請求があった日から起算して、開示請求にあっては15日以内に、

その他の請求にあっては20日以内に諾否の決定を行わなければなりません。

- 2 実施機関が15日又は20日以内に諾否の決定をしない場合（不作為）は、請求者は行政不服審査法に基づき、実施機関に対して不服申立てができるので注意してください。
- 3 「個人情報保有していない旨」とは、行政文書そのものがない場合及び行政文書は保有しているが、請求に係る個人情報が存在しない場合をいいます。個人情報が不存在的ときは、個人情報不存決定通知書（施行規則第10条第11号様式）により通知します。
- 4 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間（15日又は20日）をさらに45日以内に限り延長することができます。この場合において、実施機関は請求者に対し、その決定を行えないことの理由及び延長後の期限を付して個人情報開示決定等期間延長通知書（施行規則第10条第12号様式）で通知します。
- 5 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、請求の対象となる個人情報についての事実確認や内容検討などに特に時間を要する場合であって、次のような場合などが考えられます。
 - (1) 開示の請求に係る個人情報が記録された行政文書の件数若しくは量が多量であるとき、個人情報の検索に日時を要するとき又は開示若しくは非開示の判断に日時を要するとき。
 - (2) 開示の請求に係る個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要する場合で、期間内に決定することが困難なとき。
 - (3) 天災等の発生や一時的な業務量の増大のため、短期間に開示決定等を行うことが困難なとき。
 - (4) その他相当の理由により、期間内に開示決定等を行うことが困難なとき。
- 6 「事務又は事業の遂行に著しい支障が生ずる」とは、開示等の請求を受けた実施機関において、60日又は65日以内に処理しようとする時、通常業務の遂行に業務上看過しえない支障が生じることをいいます。これは、単に開示等の請求に係る個人情報が著しく大量であることのみを理由として本項を適用するものではありません。
- 7 「相当の部分」とは、実施機関が60日又は65日以内に努力して処理することができる部分であって、開示決定等を分割して行うことを認めた条例の趣旨に照らし、ある程度まとまりのある部分をいいます。
- 8 「相当の期間」とは、残りの個人情報について実施機関が処理するために必要な合理的期間をいいます。
- 9 実施機関は、第1項に規定する決定をしたとき又は第3項若しくは第4項の規定により開示決定等の期間を延長するときは、請求者に対し、その内容を書面（施行規則第10条第8・9・10・11・12・13号様式）で速やかに通知するものとしま

す。

10 第1項の通知を行う場合において、実施機関が開示をしない旨の通知は、請求者に対してその具体的な理由を併せて通知します。請求の一部を拒む一部開示についても、同様とします。

11 決定の時点では非開示情報に該当しますが、時間の経過により将来開示をしない旨の理由がなくなることが明らかであり、かつ、その期日を明示できるときは、その期日を併せて通知しなければなりません。

12 「開示をしない理由が消滅する期日」とは、概ね1年以内の確定日をいい、事務又は事業の終了等である場合も、その終了時点を明示できるものをいいます。

13 第3項及び第4項の通知を行う場合において、実施機関は、遅滞なく延長後の期限及び延長の理由を書面で通知しなければなりません。

なお、延長後の期限と延長の理由は合理的な関係にあることが必要です。

14 第24条第3項に定める口頭請求があったときは、決定に係る通知は省略し、直ちに決定します。

(運用)

1 諾否の決定までの事務処理は、次のとおりです。

(1) 請求のあった個人情報の記録の内容を確認し、その個人情報に係る行政文書を検索し、取り出します。

(2) 開示請求の場合にあっては、その個人情報が第19条第1項第1号から第7号までに定められた非開示情報に該当し、開示に支障があるか否かについて十分検討した上で、その個人情報の諾否を決定します。

(3) 訂正請求の場合にあっては、個人情報の記録についての部分に誤りがあるか否か十分検討します。

なお、事実の確認にあたっては、請求者から提出された誤りを証する書類のほか、必要に応じて調査を行います。

(4) 訂正請求の内容が個人情報の削除を求めるものである場合は、第6条又は第8条第1項から第4項までに定める制限を超えて取り扱われ、又は収集されたものであるか否か十分検討します。

(5) 利用停止請求にあっては、第9条第1項又は第2項に定める制限を超えて利用し、又は提供されているか否か十分検討します。

(6) 諾否の決定は、回議用紙を用いて伺書を起こすこととします。ただし、口頭請求については、伺いを省略します。

なお、他の課等に関連している場合は、必要に応じて関連課等と協議するとともに、協議の結果を伺書に記録します。

2 諾否の決定の決裁は、事務決裁規程第7条の規定により定例軽易なものについては課長等、重要でない異例なものは次長等、重要なものは部長等の専決事項になります。

3 開示等をしない旨の決定を行うにあたっては、その決定に対する不服申立てや

訴訟の提起も予想されることから、特に慎重な検討を加えるとともに、その理由を明確にしておきます。

- 4 開示等の請求に対する諾否の決定にあたり、全庁的な見地から統一的判断を必要とするもの及び個人情報を所管する課等だけでは判断が困難なものなどについては、個人情報保護主管課と協議するとともに関係課等と調整を行い、その結果を伺書に記録します。
- 5 開示等の請求の諾否の決定を行ったときは、実施機関は、書面により速やかに個人情報保護主管課を通して請求者に通知します。
- 6 訂正又は利用停止をすることを決定したときは、その処理内容を明らかにして対応することができるよう準備します。
- 7 開示の決定をした場合においては、開示の日時及び場所について、事前に請求者と個人情報保護主管課と協議のうえ決定します。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 開示請求に係る個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、前条第1項又は第5項の規定により、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(趣旨)

これは、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合における、当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び当該第三者が開示に反対の意思を表示したときの処理手続を定めたものです。

(解釈)

- 1 第1項は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合は、当該第三者の権利利益の保護及び開示決定の適正を期するために意見書を提出する機会を与えることができることとするものです。ただし、実施機関に対して、第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者が開示決定についての同意権を与えるものでもありません。
- 2 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合、当該情報の性質上、請求があった旨を当該第三者に告知するだけで、誰が開示請求をしているかを当該第三者が容易に察知することができることも多いと考えられます。従って、意見書提出の機会を付与するに当たっては、このような観点から、開示請求者の権利利益を不当に侵害することのないよう、慎重な取扱いが必要です。当該第三者に意見を求めることが必要と考えられる場合であっても、開示請求者の権利利益の保護を図るため、意見を聴かずに諾否の決定をせざるを得ないこともあり得ます。この場合、実施機関は、当該第三者の正当な権利利益を損なうことのないよう、慎重に判断を行う必要があります。

- 3 意見を提出する機会を与える「第三者」の範囲から市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除いているのは、これらの者に対しては、必要があるときは、任意に適宜の方法で意見を求めれば足りることから除外したものです。
- 4 第2項は、第1項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において、実施機関が開示決定をする場合、当該第三者のために争訟の機会を確保しようとするものです。
- 5 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、反対意見書を提出した第三者が開示決定の取消しを求める争訟を提起し、開示の執行停止の申立てを行う期間と、開示請求者の迅速な開示への期待とを斟酌し、2週間以上置くこととしたものです。
- 6 第1項の規定による通知をするときは、書面（施行規則第11条第14号様式）により行うものとします。
- 7 第2項の規定による通知をするときは、書面（施行規則第11条第15号様式）により行うものとします。

(開示の実施等)

第27条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 行政文書のうち文書又は図画に記録されている個人情報 当該文書の閲覧又は写しの交付

(2) 行政文書のうち電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

(3) その他の物に記録されている個人情報 前2号に規定する方法に準じた方法

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、閲覧の方法により行政文書に記録されている個人情報を開示する場合において、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

4 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける際に実施機関が定める書類を提示しなければならない。

5 実施機関は、第25条第1項の規定により訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の訂正又は利用停止をした上、当該訂正請求又は利用停止請求をした者に対しその旨を通知するほか、当該個人情報の利用先又は提供先に対してもその旨を通知し、必要な措置を講じさせなければならない。

(趣旨)

これは、開示、訂正又は利用停止の請求に応じることを決定した場合の手続を定めたものです。

(解釈)

1 実施機関は、開示の請求に応じることを決定したときは、請求者に対し速やかに開示を行います。

2 開示の対象となる個人情報は、その記録媒体の種別ごとに開示の方法を定め、これに基づいて開示をします。

行政文書のうち電磁的記録に記録されている個人情報の開示については、当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行うものとします。

3 第3号の「その他の物に記録されている個人情報」については、その情報の性質に応じて第1号から第2号までに掲げる方法に準じた方法により開示をします。

- 4 行政文書に記録されている個人情報の開示は、行政文書の原本をもって行うものですが、原本が汚損又は破損するおそれがあるものについては、原本の開示に代えて、その写しにより開示することができるものです。
- 5 「その他正当な理由があるとき」とは、次のような場合が考えられます。
 - (1) その個人情報記録された行政文書の開示をしない旨の決定をした部分が含まれている場合
 - (2) 常時使用する台帳などで、閲覧に供した場合に、日常の事務の執行に支障を生ずるおそれのある場合
- 6 第4項は、請求者が開示を受ける際、開示についての個人情報の本人であることを確認するための手続を定めたものです。
- 7 本人確認については、第24条第2項の開示等の請求と同様ですが、この項は開示する場面であることから、本人確認のための書類は提示のみで足りることとし、併せて個人情報開示等決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めるものです。
- 8 実施機関は、訂正又は利用停止する旨の決定をしたときは、速やかにその個人情報を訂正又は利用停止の措置を行い、その旨を請求者に個人情報訂正等通知書（施行規則第13条第16号様式）で通知します。
- 9 実施機関は、訂正又は利用停止の措置を行った場合には、その利用先又は提供先に対して、実施機関が決定した内容について個人情報訂正等措置通知書（施行規則第13条第17号様式）により通知し、その結果について書面で報告を受けることにするものです。

（運用）

- 1 開示は、原則として、個人情報保護主管課において行います。
- 2 開示に際しては、閲覧などを行う者に開示を決定した旨の文書の提示を求め、その内容を確認するとともに、その者が本人であることを書類によって確認します。
- 3 開示に際しては、個人情報保護主管課の職員及びその開示に関する個人情報が記録されている行政文書を所管する課等の職員が立ち会い、閲覧などを行う者の求めに応じて必要な説明を行います。
- 4 開示しない旨の決定をした部分を含む個人情報が記録されている行政文書の写しの作成方法は、個人情報の記録の原本の写しからその開示しない旨の決定をした部分を覆って複写するか又はマジックなどで消し、開示しない部分のあることが判明するように加工した上で、更にそれを複写したものにより開示します。
- 5 写しの交付は、請求1件につき1部とします。

(手数料等)

第28条 開示等の請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 行政文書の写しの交付をするときの当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、当該写しの交付を請求する者の負担とする。

(趣旨)

これは、個人情報の開示に伴う行政文書の写しの交付に要する費用を請求者の負担とすることについて定めたものです。

(解釈)

- 1 この規定により請求者負担する費用は、行政文書（第27条第3項に規定する行政文書を写したものを含む。）の「写しの作成に要する費用」及びその「写しの送付に要する費用」とします。
- 2 「写しの交付」に要する費用については、請求者が開示に先立って納付するものとします。

また、事前の納付のない場合、実施機関は当該納付のあるまで写しの交付を留保することができます。

- 3 「行政文書の写しの交付」には、乾式複写機による複写だけでなく、その他の機器により磁気媒体等に複写したものの交付も含まれます。

(運用)

1 費用の額

- (1) 写しの作成に要する費用

別途「行政文書等の複写費用に関する要綱」に定める額とします。

- (2) 写しの送付に要する費用

郵便法に定める料金とします。

2 費用の徴収

- (1) 写しの作成に要する費用

原則として現金徴収とします。

- (2) 写しの送付に要する費用

原則として切手とします。

3 徴収事務を行う機関

個人情報保護主管課で行います。

第4章 不服申立て等

(審査会への諮問)

第29条 実施機関は、開示決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示の請求に係る個人情報の全部の開示をする旨の決定並びに次号及び第4号に規定する決定を除く。この号及び第31条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の開示をすることとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正請求に対する決定(訂正請求に係る個人情報の全部の訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の訂正をすることとするとき。
- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止請求に対する決定(利用停止請求に係る個人情報の全部の利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の利用停止をすることとするとき。

(趣旨)

これは、個人情報の開示等の請求に対する実施機関の決定に対して行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合、実施機関は、原則として審査会に諮問しその答申に基づいて決定又は裁決しなければならないことを定めたものです。

(解釈)

- 1 個人情報の開示、訂正及び利用停止の各請求権を保障するこの制度においては、個人情報の開示等の決定は公権力の行使に当たることから、行政不服審査法の定めによる不服申立てができるものです。
- 2 この条例でいう不服申立ては、処分庁(決定通知書を出した実施機関)に上級行政庁がないことから、その実施機関への異議申立てとなります。
- 3 実施機関は、不服申立てがあった場合には、第1号から第4号に該当するときを除き、遅滞なく審査会に諮問します。この審査会の答申に基づいてその不服申立てについての決定を行います。これは、実施機関が行った開示等の処分に対して不服申立てが提起された場合に、第三者的機関である審査会に審議を求めることにより、その不服申立てに対する決定の公正さを保つためのものです。

- 4 審査会の設置並びにその組織及び運営についての基本的事項は、情報公開条例第20条で規定しています。
- 5 「不服申立てが不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法に基づく不服申立てが、法定の期間経過後に提起されたとき（期間徒過）、対象とされた処分がその後消滅したとき（利益喪失）、資格のない者によりなされたとき（無資格者）などの場合をいいます。
- 6 「議に基づいて」とは、実施機関が決定を行う場合に、審査会の意見に強く拘束されることを意味します。したがって、実施機関は、審査会から答申を受けたときは、その意見を最大限に尊重して不服申立てについての決定を行わなければなりません。

（運用）

- 1 不服申立てについての事務
 - (1) 個人情報の開示等の決定に不服のある者の行政不服審査法に基づく異議申立書は、個人情報保護主管課を通して、その決定を行った課等に送付し、受付をします。
 - (2) 異議申立書の送付を受けた課等は、不服申立てが行政不服審査法に規定する不服申立ての形式的要件を具備しているかを確認し、受付をします。
- 2 審査会への諮問
 - (1) 実施機関は、不服申立てに係る個人情報の非開示等の決定を取り消す場合を除き、必要な書類を添えて審査会に諮問します。
 - (2) 審査会への諮問は、異議申立てを受付してから30日以内を目安とします。
 - (3) 諮問に際して必要な書類は、諮問書のほか次のとおりです。
 - ア 不服申立書及び添付書類の写し
 - イ 個人情報開示等請求書の写し
 - ウ 個人情報開示等全部不承諾決定通知書等の写し
 - エ その他不服申立てについての審査を行う上で必要と認められる資料
- 3 不服申立ての手続きについて
別に定める「異議申立て事務取扱要領」を参照してください。

(諮問をした旨の通知)

第30条 前条の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示等請求者（開示等請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(趣旨)

これは、実施機関は、審査会に諮問した旨を不服申立て人等の関係者に通知しなければならないことを定めたものです。

(解釈)

- 1 不服申立人等による審査会に対する口頭による意見陳述又は意見書若しくは資料の提出は、諮問後において初めて可能となることから、不服申立人等にとっては、その準備の開始時期を判断する上でも、いつ諮問が行われたかを知ることが重要となります。また、実施機関において不服申立てが不当に留め置かれることを防止する意味からも、諮問実施機関が不服申立人等に諮問した旨を書面（施行規則第15条第18号様式）により通知することにしたものです。
- 2 第1号は、不服申立人及び不服申立てに利害関係人として参加している参加人に対し、通知することとしたものです。
- 3 第2号は、第三者から不服申立てがあった場合を想定したものです。開示等請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることとなりますが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものです。
- 4 第3号は、開示決定等について反対意見書を出した第三者が不服申立人又は参加人になっていない場合に、当該第三者に対して通知し、参加人として参加する機会を与えることを目的とするものです。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き等)

第31条 第26条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(趣旨)

これは、本条各号のいずれかに該当する場合には、第26条第2項と同様に、開示を実施する日までに2週間以上の期間を置かなければならず、また、決定又は裁決後直ちに、第三者に決定又は裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならないことを定めたものです。

(解釈)

- 1 第1号は、開示に反対する意見書を提出した第三者が、開示決定の取消しを求める不服申立をしている場合で、当該不服申立を却下又は棄却する決定又は裁決をする場合に、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することを目的とするものです。
- 2 第2号は、不服申立を受けた実施機関が、個人情報の全部又は一部の不開示決定を覆し、当該不服申立に参加している第三者の意に反して開示する旨の決定又は裁決をする場合に、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保することを目的とするものです。
- 3 「第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る」とは、第三者が参加人として、不服申立の手続きにおいて、個人情報の開示に反対の旨の意思表示を行っている場合を意味します。原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第30条の規定により諮問した旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はありません。

(審査会の調査権限)

第32条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る個人情報記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人又は諮問実施機関に意見若しくは説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(趣旨)

これは、審査会の調査審議にあたっての主要な権限を規定しており、審査会は実施機関から提出された資料に基づいて審議するだけでなく、審査会自らが必要と判断する資料に基づいて審議することができるよう、審査会の運営にあたっての権限を定めたものです。

(解釈)

1 これは、開示決定等に係る情報を実施機関に提示させ、実際に、当該情報を見て審議する審査会の権限（インカメラ審理の権限）等を定めたものです。これにより、非開示等の判断や、範囲について、迅速にして適切な審理が可能となります。

2 第2項は、不服申立てのあった開示決定等に係る行政文書の提示を審査会から求められたとき、実施機関が、これに応じなければならないことを定めています。

3 第3項は、不服申立てのあった開示決定等に係る行政文書の量が多く、複数の非開示情報が複雑に関係する事案などの審議では、争点を明確にし、審理を促進する上で、不服申立てのあった開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を分類又は整理した資料(ヴォーンインデックス)が有効であることから、作成するよう求めることができるとしたものです。

4 「必要な調査」とは、非開示とした行政文書の閲覧、必要資料の提出の要求、審査会の審議に必要な実地調査などが考えられます。

(意見の陳述)

第33条 審査会は、不服申立人、参加人又は諮問実施機関から申出があったときは、当該不服申立人、参加人又は諮問実施機関に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(趣旨)

これは、審査会が不服申立人等に口頭による意見陳述並びに意見書及び資料の提出の申出を認めることができることを定めたものです。

(解釈)

- 1 審査会は、必ずしも不服申立人等が口頭で意見を述べる機会を与える義務を負うものではありません。
- 2 口頭による意見陳述や文書による意見若しくは資料の提出を認めることによって、審査会の判断がより適正に行われることを担保しようとするものです。

(提出資料の閲覧等)

第34条 不服申立人及び参加人は、諮問実施機関に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

3 第1項の規定による意見書又は資料の写しの交付をするときの当該写しの作成及び送付に要する費用は、当該写しの交付を請求する者の負担とする。

(趣旨)

これは、第32条第4項及び第33条の規定に基づき意見書又は資料の提出があった場合について、他の不服申立人等は意見書又は提出資料の閲覧又は写しの交付を求めることができることについて定めたものです。

(解釈)

1 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、非開示情報に該当する場合に限らず、第三者と請求者との関係を害するおそれがあるなど、当該第三者の権利利益を保護する必要がある場合をいいます。

2 「その他正当な理由があるとき」とは、意見書を閲覧させることにより、非開示とした情報の全部又は一部の内容が推測される場合、閲覧請求が審議の混乱を目的とする等審査会の調査審議に支障がある場合など、客観的に見て閲覧等を拒むことに合理的な理由がある場合をいいます。

3 本条における閲覧又は写しの交付に関しては、条例第18条から第28条までの規定は適用されません。

4 本条の規定により、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めようとするものは、書面（施行規則第16条第19号様式）を提出しなければなりません。

5 請求を受けた諮問実施機関は、速やかに承諾するか否かの決定を行い、書面（施行規則第16条第20、21、22号様式）により請求者に通知するものとします。

(運用)

1 本条第2項の規定に基づく閲覧又は写しの交付については、できる限り速やかに応じるものとします。

なお、場所については原則として個人情報保護主管課において行うものとします。

2 本条第3項の規定による審査会に提出された意見書又は資料の写しの交付に要する費用は第28条の規定に基づき徴収する額に準じた額とします。

(審査会の非公開)

第35条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(趣旨)

これは、審査会の調査審議する性格から、非公開とするものです。

(解釈)

審査会が、非開示情報等の記録について、開示するかしないかを審査することが主たる役割である以上、審査会の公開をすることは難しいといえます。

(答申書の送付等)

第36条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(趣旨)

これは、審査会の答申後、審査会の調査審議の透明性や公平性の担保の観点から、速やかに答申書の写しが不服申立人及び参加人に送付されるとともに、答申内容の公表を義務付けることについて定めたものです。

(解釈)

- 1 諮問実施機関に対しては当然に答申が提供されるので、本条では、不服申立人及び参加人への答申書の写しについての送付義務を規定しています。この送付は、不服申立てに対する決定に不服なため、訴訟を提起する際の資料になることなどを考えると不服申立人等のために、答申後、速やかに行うものとしします。
- 2 答申内容の公表については、ホームページに掲載し、行政資料コーナーにおいて閲覧に供するものとしします。

なお、これについては審査会事務局が行うものとしします。

(委任)

第37条 第32条から前条までの規定に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(趣旨)

これは、審査会に関して必要な事項を規則に委任することについて定めたものです。

第5章 雑則

(事業者への指導、勧告等)

第38条 市長は、事業者による個人情報の取扱いが不相当である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

2 市長は、事業者による個人情報の取扱いが著しく不相当であると認めるときは、当該事業者に対して取扱いの是正又は中止を指導し、これに従わないときは、勧告を行うことができる。

3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

4 前3項の規定による措置を講ずるときは、審議会の意見を聴いて行わなければならない。

(趣旨)

これは、事業者に対する指導、勧告、公表などについて定めたものです。

(解釈)

1 事業者の取り扱う個人情報については、この条例の趣旨に反して不適正な取扱いをしている疑いがある場合には、事業者に対し説明又は資料の提出の要請ができる旨を定めたものです。

事業者による個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときには、その事実を明らかにするため、その事業者に対し、説明又は資料の提出を求め、十分な調査などを行う必要があります。

2 「取扱いが不適正」とは、この条例の趣旨に反して取り扱ってはならない思想、信条など社会的差別の原因となるおそれのある情報や基本的人権の侵害につながる個人情報の不当な収集、保管、利用などを行っている場合をいいます。

3 実施機関が事業者に対して説明又は資料の提出を求め、この条例の趣旨に反して著しく不適正な取扱いをしていると認めたときは、市長は、その事業者に対し、取扱いの是正又は中止の指導を行うことができます。

4 市長が行う是正又は中止の指導に従わないときは勧告を行うことができます。

5 勧告に従わないときは、その事実を公表することができます。

公表は、この条例の趣旨に反して個人情報を取り扱っている事実及び勧告などに従わない事実の経過を公に明らかにすることによって、この制度の実効性を確保しようとするものです。

6 第1項から第3項までの手続を行うときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければなりません。

審議会の意見を聴くこととしたのは、個々の事例に則し、業種、取引、個人情報の種類、内容、基本的人権の侵害の事実など、営業の自由との関連などで慎重に対処する必要があるためです。

(運用状況の公表)

第39条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について公表するものとする。

(趣旨)

これは、この制度の適正な運営を確保するため、運用状況の公表について定めたものです。

(解釈)

実施機関は、この条例の運用状況をまとめ、毎年度、公表することを義務付けるものです。

(運用)

- 1 公表は、各実施機関が行うことが原則ですが、統一的な取扱いをするため、個人情報保護主管課において取りまとめて行います。
- 2 公表は、毎年度の初めに、前年度の運用状況を公表します。
- 3 公表の方法は、ホームページ、「広報かまくら」などに掲載して行います。
- 4 公表の内容は、次のとおりです。
 - (1) 取扱事務の届出件数
 - (2) 開示等請求の件数
 - (3) 開示等請求を承諾した件数
 - (4) 開示等請求を拒否した件数
 - (5) 不服申立てについての処理状況
 - (6) その他必要な事項

(他の法令等による開示等との調整)

第40条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示等の請求に係る個人情報第27条第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法で開示等を行うこととされている場合（開示等の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、これらの規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示等を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示等をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示等の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第27条第2項及び第3項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 第2章から第4章までの規定は、図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、収集し、整理し、及び保存している個人情報については、適用しない。

(趣旨)

これは、他の法令で個人情報の開示等の手続が定められている場合や一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、この条例を適用しないことを定めたものです。

(解釈)

1 他の法令で、個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求又はこれらに類する閲覧、縦覧などの手続の定めがあるときは、この条例を適用しないものです。

他の法令にその手続が定められているものの具体例は、次のようなものが考えられます。

(1) 閲覧

- ・ 公職選挙法（選挙人名簿の抄本の閲覧）

(2) 縦覧

- ・ 地方税法（固定資産課税台帳の縦覧）
- ・ 都市計画法（都市計画の案の縦覧）

(3) 謄本、抄本その他写しの交付

- ・ 住民基本台帳法（住民票の写しの交付）
- ・ 戸籍法（戸籍の謄本又は抄本の交付）

2 一般の利用に供することを目的とした施設には、図書館その他これに類する施設（以下「図書館等」という。）があります。これに類する施設において、収集、保管及び利用されている個人情報の記録については、図書館等の施設の固有の目的のために管理されているものであり、この目的に従い閲覧等の手続が定められていることから、その個人情報の開示等については、その施設の利用規則などに従い、この条例は適用しないこととしました。

3 「一般の利用に供することを目的として、収集し、管理し、及び保存している個人情報については、適用しない」とは、図書館等において、一般の利用に供することを目的としない一般行政事務のために作成し、又は取得した個人情報は、この制度の対象となることを意味します。

なお、参考までに図書館その他これに類する施設には、次のような施設があります。

- (1) 中央図書館
- (2) 腰越図書館
- (3) 深沢図書館
- (4) 大船図書館
- (5) 玉縄図書館
- (6) 議会図書室
- (7) 鎌倉文学館
- (8) 鎌倉国宝館
- (9) 吉屋信子記念館

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(趣旨)

これは、この条例の施行について必要な事項の委任について定めたものです。

(解釈)

実施機関は、地方自治法上独立して権限を行使する機関であり、一つの機関が、他の機関に対して指揮監督を行うことができる関係にはありません。したがって、この条例についての必要な事項は、実施機関がそれぞれ規則、規程などで定めることとなります。

(運用)

この条例の施行について必要な事項は、各実施機関とも、できる限り同一のものとすることが望ましいものです。

このため、条例の施行について必要な事項の制定及び変更にあたっては、実施機関相互で調整を図ることとします。

第6章 罰則

(罰則)

第42条 職員等若しくは職員等であった者又は第15条に規定する者が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された行政文書並びに指定管理者、受託者又は派遣労働者がその業務又は役務の提供に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録のうち、個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(趣旨)

これは、職員等若しくは職員等であった者、指定管理業務従事者若しくは従事者であった者、受託業務従事者（再委託者、再々委託者などを含みます。）若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者が正当な理由がないのに、個人情報を電子計算機を用いて体系的に構成したものを外部に提供した場合の罰則を定めたものです。

(解釈)

- 1 市政運営における近年のIT化の進展を踏まえ、電子計算機を用いて処理された個人情報の漏えい等の事故がおきた場合には、その被害が甚大になることから、地方自治法上条例で規定できる罰則規定の最も重い量刑を規定しているものです。
- 2 指定管理業務及び受託業務の従事者並びに派遣労働者を対象に含めたのは、これらの者が従事する業務は、本来市が行うべき業務であることから、当該業務に関しては職員等と同等の責務を負うべきであると考えられるからです。
- 3 「職員等であった者」、「従事していた者」及び「派遣労働者であった者」も処罰の対象としたのは、在職又は従事中に取得した個人情報の要保護性は、職を辞め業務に従事しなくなった場合においても変わりがないからです。
- 4 「正当な理由がないのに」とは、具体的には、第9条第1項又は第2項の規定に違反して提供した場合や、第15条の規定に違反して提供した場合等をいいます。
- 5 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であつて、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の二つの要素を具備しているものをいいます。
- 6 「指定管理者、受託者又は派遣労働者がその業務又は役務の提供に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」を含めたのは、これらのものには行政文書に該当しないものがあるため、2で述べたとおり指定管理業務、受託業

務及び派遣労働者の性格上、これら行政文書に該当しないものについても行政文書と同一の取扱いをすべきであると考えられるからです。

- 7 「複製」とは、例えばデータベースをダウンロードして光ディスク等の他の媒体に複写することなどが想定されます。
- 8 「加工」とは、例えばデータベースの内容に変更を加え、データを並べ替えることや、選択的に抽出することなどが想定されます。なお、加工したのものも、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要があります。
- 9 「提供」とは、電子計算機処理に係る個人情報を第三者が利用できる状態に置く行為をいいます。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられますが、パスワード等を第三者に渡して個人情報を管理するシステムを直接操作させることも含まれます。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態にさせる場合もこれに該当します。

第43条 前条に規定する者が、その業務又は役務の提供に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(趣旨)

これは、前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図るために提供又は盗用した場合の罰則を定めたものです。

(解釈)

- 1 「業務又は役務の提供」には、いつの時点の業務かを問わないので、過去に従事した業務も含むものです。
- 2 「業務又は役務の提供に関して知り得た個人情報」には、個人の秘密に属するものとそうでないもの、あるいは電子計算機処理されているものとそうでないものなど様々なものがありますが、その内容・形態は問わないものです。
- 3 本条の罪については、個人の秘密に限られず個人情報と広いことから、当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われる提供又は盗用に限定したものです。
- 4 「盗用」とは、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で自ら利用することをいいます。

第44条 職員等がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(趣旨)

これは、職員等が職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合の罰則を定めたものです。

(解釈)

- 1 「職権」とは、職員等が職務上有する一般的な職務権限をいいます。
- 2 「職権を濫用して」とは、職務権限を違法・不当に行使すること、又は職権行使に仮託して違法・不当な行為を行うことをいいます。
- 3 「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、当該職員等の職務とはまったく無関係な目的に利用することをいいます。前条の場合と異なり、自己又は第三者の不正な利益を図る目的であるかは問わないので、単に好奇心を満足させる目的の場合を含みます。「専ら」とは、収集の目的のほとんどすべてが、という意味です。
- 4 「個人の秘密」は、42条の解説参照。
- 5 「収集」とは、文書等の有形の媒体を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいいます。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は聞く行為や、職務遂行の中で偶然に知ることになっても、能動的にそれを集め取る行為と認められない限り、収集には当たりません。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含みます。

(区域外適用)

第45条 前3条の規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(趣旨)

これは、第42条から第44条までの各条に定める罪を、鎌倉市の区域外で犯した者にも各条の罰則を適用することを定めたものです。

(解釈)

1 一般的に、条例の罰則は属地的に適用され、鎌倉市の条例は、鎌倉市の市域での適用が原則です。

しかし、前3条の規定する構成要件に該当する行為は、市の区域外でも実行が可能であり、また、前3条の主体は、職員等や受託業務従事者など、職務や業務を通じて本市に対して何らかの責任を負う者に限定されているので、このような者が市の区域外で実行した場合に各条の罰則を適用できないとすると、各条の法益を守ることができないため、本条を規定したものです。

(両罰規定)

第46条 指定管理者若しくは受託者の代表者又は指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関し、第42条又は第43条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定管理者又は受託者に対して各本条の罰金刑を科する。

(趣旨)

これは、第42条又は第43条に該当する違反行為があった場合には、指定管理業務従事者又は受託業務従事者だけでなく指定管理者又は受託者に対しても、その社会的責任にかんがみ、罰金刑を科すことを定めたものです。

(解釈)

- 1 指定管理業務従事者等が違反行為をしたとしても、指定管理者等に対しては民事上の損害賠償請求等による責任追及しかできないのでは、指定管理業務や委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止を図り、個人情報の安全管理を担保するためには不十分です。そこで、本条は、指定管理者又は受託者に対して罰金刑を科すものです。

(過料)

第47条 偽りその他不正の手段により、開示決定等に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(趣旨)

これは、不正な手段により個人情報の開示を受けた者に対する罰則を定めたものです。

(解釈)

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、開示を受ける手段で真実でないもの又は不正なものをいい、具体的には、他人の身分証明書の不正利用や、身分証明書自体の偽造などが想定されます。
- 2 本人確認は、開示請求の場面と開示の決定後に閲覧又は写しを交付する場面がありますが、本条で過料の対象となるのは、開示決定後の本人確認において不正がある場合です。したがって開示請求の段階からなりすましが行われていなくても、閲覧又は写しの交付時においてなりすましにより個人情報の開示を受けた場合には本条の適用対象となります。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第42条、第43条及び第46条の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

(趣旨)

この条例の最新改正の施行期日を定めたものです。